

岩手県教育委員会
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和3年7月

岩手県教育委員会

目 次

はじめに

1 策定の趣旨	1
2 本計画の基本的な考え方	2
3 流行規模及び被害の想定	3
4 発生段階の分類	3
5 対策推進のための役割分担	5

I 岩手県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部

1 設置	7
2 組織	7
3 主な業務	8
4 廃止	9

II 新型インフルエンザ等対策

1 概要	10
2 県教委事務局の取組	16
3 各教育事務所及び各県立学校の取組	26
4 各出先機関の取組	33
5 職員の勤務体制（事業継続計画）	35

【別紙1】新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する県立高等学校入学者選抜への対応 38

【別紙2】修学旅行における新型インフルエンザの対応について（基本的な考え方） 40

III 資料

1 スポーツ健康課通知	41
2 用語解説	77

始めに

1 策定の趣旨

新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さが新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、特措法第 2 条第 7 号及び第 8 号に規定する指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に公布され、平成 25 年 4 月に施行された。

県では、特措法第 7 条の規定により、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）に定める都道府県が都道府県行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を平成 25 年 12 月に策定した。

県行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、県行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示している。

こうした情勢を踏まえ岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）は、新型インフルエン

ザ等の発生及びその感染拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康被害を最小限にとどめるとともに、教育に与える影響を最小限にとどめるため、「岩手県教育委員会新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本計画」という。）」を定める。

おって、令和2年3月14日に施行された改正特措法に規定されていた新型コロナウイルス感染症については、本計画における新型インフルエンザ等とみなして、本計画の規定を適用するとともに、令和2年4月1日付け本計画改正以前に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として本計画に定められているものとみなす。

【参考】改正特措法附則（抜粋）（令和2年3月14日施行。なお、以下の規定は令和3年2月13日施行の改正で削除され、新型コロナウイルス感染症は、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置付けられた。）

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

2 本計画の基本的な考え方

新型インフルエンザ等発生時に県教委が迅速かつ適切な対応を行うため、本計画の基本的な考え方は以下のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等に対する県教委の対策の基本を定める

この計画で県教委における新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった基本的な対策の全体像を定める。

(2) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた各機関の役割を明確にする

新型インフルエンザ等発生時においては、事務局、教育事務所、各公所、県立学校、市町村教委、市町村立学校等が一体となって対策を取ることが必要であることから、各機関の役割や各発生段階に応じて行うべき事項を明確にする。

(3) 他の新型インフルエンザ等対策計画等と整合性を図る

新型インフルエンザ等発生時においては、県が一体となって対応をとる必要があることから、本計画は「県行動計画」に定められた対策を基本とする。

また、国の「政府行動計画」や県が策定した「岩手県危機管理対応方針」などとの整合性を図る。

(4) その他

ア 本計画は、新型インフルエンザ等発生時においても、県教委の役割を果たすための事業継続計画を含むものとする。

イ 本計画は、新型インフルエンザ等に関する知見や経験の蓄積、国や県の新型インフルエンザ等対策行動計画の修正、各種データの更新などを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

3 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザ等発生時の被害想定については、県行動計画の推計を用いる。

「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」P.7 参照

4 発生段階の分類

新型インフルエンザ等の発生段階の分類（未発生期～小康期）については、県行動計画の分類を用いる。

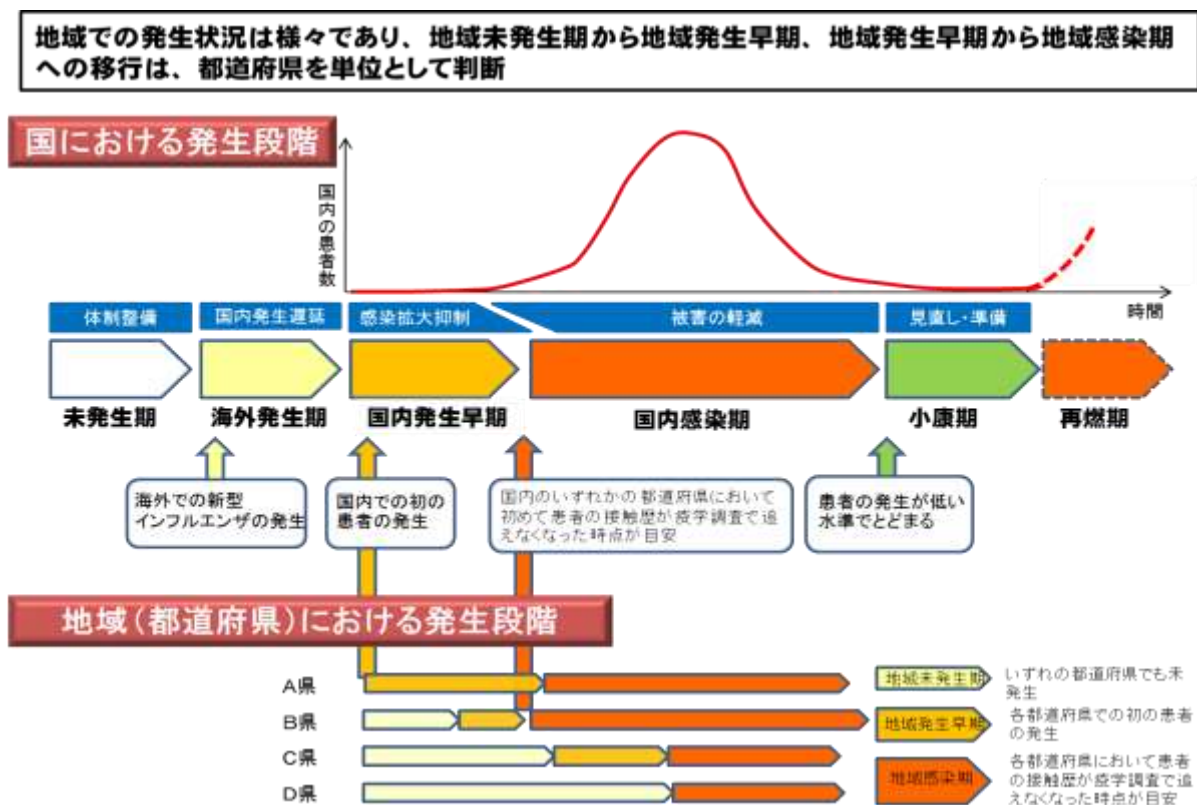
本計画では、この発生段階に応じた行動計画を定める。

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

発生段階	状 態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県の判断) (県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 (県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態) ※感染拡大～まん延～患者の減少
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



県行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から小康状態に至るまでの6つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、政府対策本部が決定する。

なお、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国（県行動計画から抜粋）

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」P.9 参照

(2) 県（県行動計画から引用）

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。また、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」P.9 参照

(3) 県教委

県教委は、新型インフルエンザ等発生時においても、その役割を十分果せるよう、本計画の策定など必要な準備を行うとともに、地域の実情に応じた情報周知体制の構築や感染予防対策の実施など**新型インフルエンザ等の発生に備えた対策を、関係機関と連携して進める。**

新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合には、知事を本部長とする「岩手県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）の一員として活動するとともに、教育長を本部長とする「岩手県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、県対策本部や市町村教育委員会等の関係機関と連携しながら、学校等

において新型インフルエンザ等による感染拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康被害を最小限にとどめるとともに、県教委の役割を果たすための事業を継続して実施する。

なお、岩手県新型インフルエンザ等対策本部規程に定める県教委事務局の担当業務は次のとおり。

【共通的事項】

- (1) 危機管理連絡体制（庁内・部局内等連絡体制を含む）
 - (2) 各行政分野（各関係機関や業界等）への情報周知体制
 - ・ 庁内・各種会議やイベント等において新型インフルエンザ対策についての周知
 - ・ インフルエンザワクチンの接種の勧奨（集団接種の実施支援）
 - ・ 集会、イベント等の自粛要請
- ※ 周知先：県立学校、市町村教育委員会（市町村立学校）、（公財）岩手県文化振興事業団、
（公財）岩手県スポーツ振興事業団
- (3) その他必要な事項
 - ・ 大流行時の各行政分野の社会機能の確保対策及び部局内業務体制

【教育委員会事務局の事項】

- (1) 児童生徒の健康に関すること。
- (2) 学校閉鎖等、まん延防止に関すること。
- (3) 教育委員会職員への特定接種に関すること。
- (4) その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。

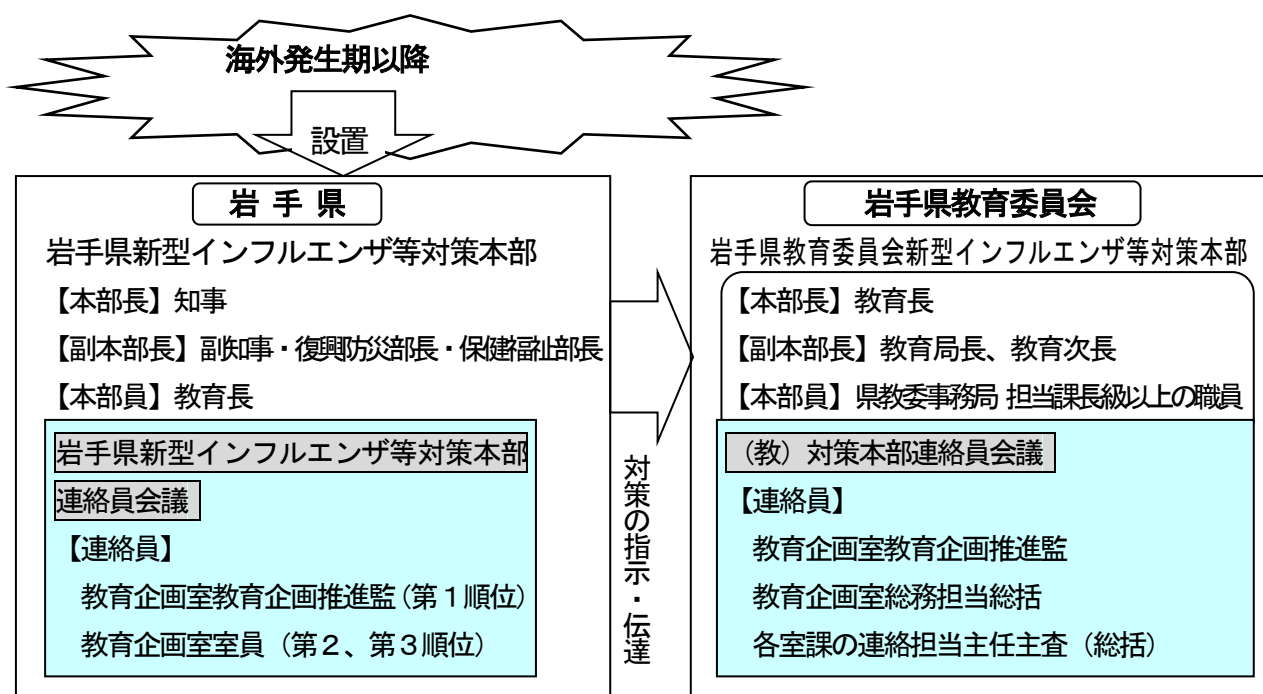
I 岩手県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部

1 設置

国が新型インフルエンザ等の発生段階について、海外発生期以上への移行を公表した場合、知事を本部長とした県対策本部が設置されることから、県教委はただちに「岩手県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部（以下「(教) 対策本部」という。)」を設置する。

2 組織

- (1) (教) 対策本部は以下の機関により組織する。
 - ア 県教委事務局
 - イ 教育事務所及び県立学校
 - ウ 出先機関
- (2) (教) 対策本部の本部長は教育長をもってあてる。
- (3) (教) 対策本部の副本部長は教育局長及び教育次長をもってあてる。
- (4) (教) 対策本部の本部員は県教委事務局の担当課長級以上の職員をもってあてる。
- (5) (教) 対策本部のもとに教育企画室教育企画推進監、同室総務担当総括及び各室課の連絡担当主任主査（総括）を構成員とする連絡員会議を置く。



- (6) (教) 対策本部の事務局は教育企画室総務担当に置く。

3 主な業務

(教) 対策本部は以下の業務を行う。

- (1) 公立学校への臨時休業の指示・要請
- (2) 県立の社会教育施設への臨時休館等の指示・要請
- (3) 修学旅行等の延期・中止の指示・要請
- (4) 国内発生期以降における大会参加等への注意喚起（部活動等）
- (5) その他新型インフルエンザ等対策として必要な措置

【各所属の担当】

役 割	担当室課
岩手県新型インフルエンザ等対策本部への対応	教育企画室 総務担当
事務局内の対策の調整及び情報集約	
事務局内の情報共有体制の整備	
関係機関との連絡調整（危機管理対策）	
行動計画の策定及び改定	
その他新型インフルエンザ等対策として必要な措置	
県民への情報発信	教育企画室 総務・企画担当
マスコミへの対応窓口	
保健関係部局との連絡調整	保健体育課 学校健康安全担当
感染予防指導への対応	
新型インフルエンザ等関連情報の収集及び提供	
公立学校における感染者（感染疑い者を含む）情報の集約	
公立学校における臨時休業等の措置状況の把握	
運動部活動への対応	保健体育課 学校体育担当
学校教育室における対策の総括・調整	学校教育室 学校企画調整担当
学校運営等に関する相談窓口	学校教育室
① 小・中・義務教育学校	① 義務教育担当
② 高等学校（寄宿舎を含む）	② 高校教育担当
③ 特別支援学校（寄宿舎を含む）	③ 特別支援教育担当
臨時休業中の生徒指導に関すること	学校教育室 生徒指導担当
修学旅行等の状況把握	学校教育室 各担当

役割	各室課
県立社会教育施設の休止等運営に関すること	生涯学習文化財課 生涯学習担当
文化部活動への対応	学校教育室 義務教育・高校教育担当
人員配置への対応	教職員課 組織人事担当
教職員の服務	教職員課 給与制度担当・組織人事担当
教職員が感染した場合の対応	教職員課 厚生福利担当
市町村教育委員会との連絡調整	各教育事務所 企画総務課
市町村立学校への対応(教育事務所) / 県立学校の対応(県立学校) <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者(感染疑い者を含む)が発生した場合の情報収集及び関係機関への情報提供 ・ 感染者(感染疑い者を含む)情報の把握 ・ 感染者(感染疑い者を含む)の健康状態の把握 ・ 臨時休業等の措置状況の把握 ・ 学校運営等に関する相談対応 ・ 修学旅行等の状況把握 ・ 部活動等への対応 	各教育事務所 教務課 各県立学校
業務継続計画の策定、実施、更新 施設利用者や教職員への情報提供、注意喚起 施設の定期的な換気、清掃、消毒等 臨時休館等の検討 イベント主催者に対するイベント等の延期・中止の再検討の要請 縮小業務の再開、臨時休館等の解除(再開)準備、新規利用受付の再開	各県教委関係機関

4 廃止

政府の対策本部が廃止される等、県対策本部長が存続の必要がなくなると認めるときに県対策本部は廃止される。県教委は県対策本部の動向及び関係機関の状況を踏まえ、(教)対策本部を廃止する。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策

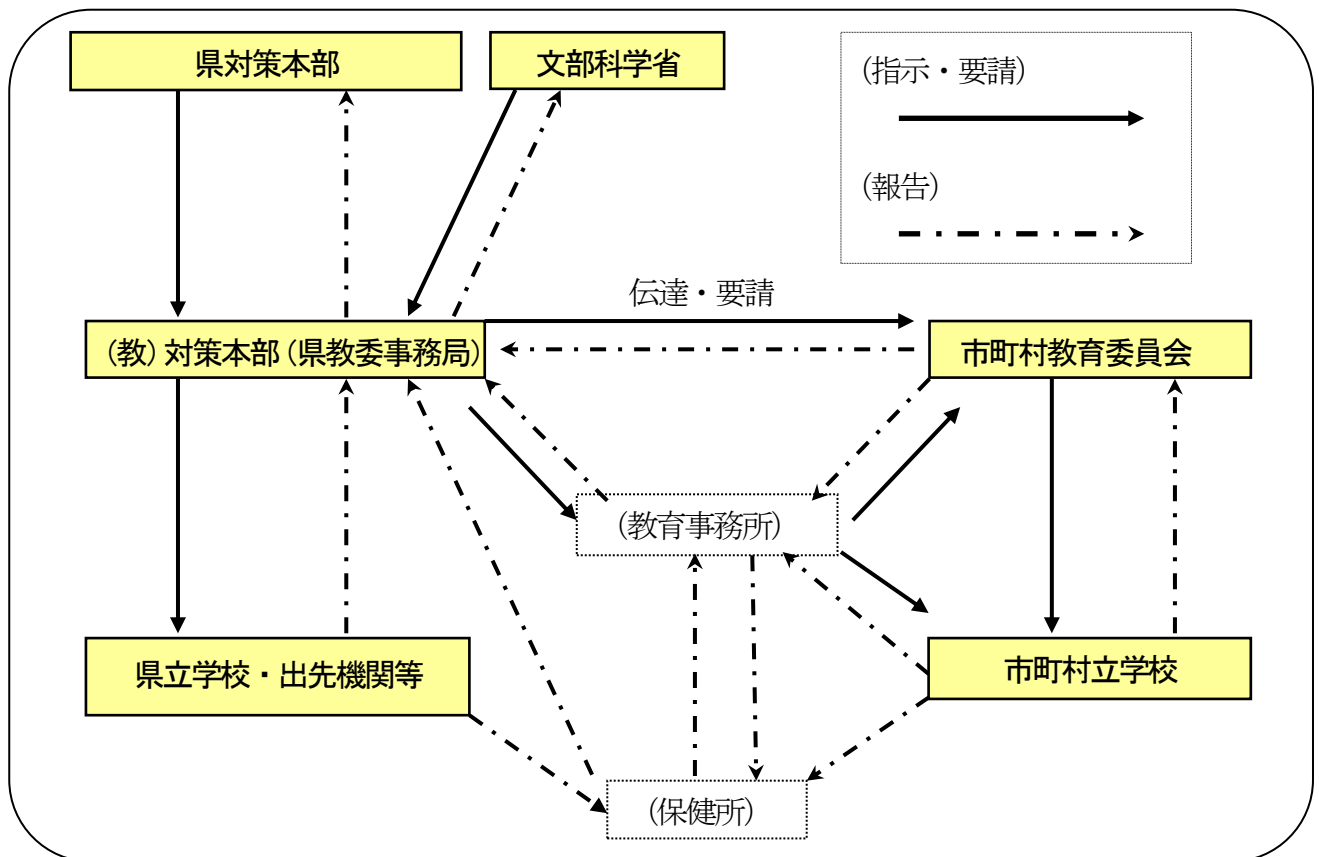
1 概要

県教委は、新型インフルエンザ等対策として以下（１）～（３）の業務を行う。

（１）危機管理連絡体制の整備

国や県、県教委事務局からの情報提供や指示・要請を市町村立学校や県立学校、各出先機関等に伝達するとともに、これらの学校現場や出先機関等における新型インフルエンザ等の発生状況等を国、県、県教委に迅速に報告するため、危機管理連絡体制を整備する。

連絡体制のイメージは以下のとおり。



※ 前段階（未発生期）においては、「県対策本部」を「岩手県」、「(教) 対策本部」を「県教委」と読み換える。

※ この図は、標準的な伝達経路を示したものであり、迅速な対応を要する等状況によっては上記経路によらず、情報伝達を行う場合もあること。

(2) 感染予防対策の徹底

学校等は、集団感染が広がりやすいことから、教職員等及び児童生徒一人ひとりが新型インフルエンザ等に対する正しい知識を持ち、感染予防対策（手洗い、うがい、マスクの着用、罹患した際の咳エチケットの実践や外出の自粛等）を実践する。

また、県教委事務局や出先機関等においては、県立図書館のように不特定多数が出入りしたり、総合教育センターのように各地から教職員等が集まるところからの感染拡大を抑制するため、発生状況等に関する情報収集に努め、施設内の感染防止策及び利用者に対する情報提供や集会・イベントの自粛要請等、早期の段階で必要な対策を講じる。

(3) 感染拡大期やまん延期等における臨時休業や業務継続計画の実行

新型インフルエンザ等の感染拡大期やまん延期において、児童生徒の健康被害を最小限に留めるとともに、県教委の役割を果たすため、臨時休業や業務継続計画に基づく業務の縮小を迅速・適切に実行する。

(4) 発生段階に応じた各主体の取組

ア 県教委全体

発生段階						取組	頁
1	2	3	4	5	6		
○						連絡網の整備、更新	16
○						各機関ごとの対応策の作成	16
○						業務継続計画実行に向けた体制整備	35
		○	○	○		業務継続計画の勤務体制への移行	36
					○	縮小・中止業務の段階的な再開、通常業務体制への移行	37
			○	○	○	業務継続計画及び勤務体制の見直し	37

イ 県教委事務局（教育企画室）

発生段階						取組	頁
1	2	3	4	5	6		
○						新型インフルエンザ等への対応方策の決定	10
○						関係機関への情報提供	10

「発生段階」欄の表記

1：未発生期 2：海外発生期 3：県内未発生期 4：県内発生早期 5：県内感染期 6：小康期

発 生 段 階						取 組	シ
1	2	3	4	5	6		
	○	○	○	○	○	(教) 対策本部の設置・運営	7
	○	○	○	○	○	県対策本部との連絡調整	7
	○	○	○	○	○	マスコミ対応	17
					○	実施した対策の評価、対策方針の見直し	16

ウ 県教委事務局 (学校教育室)

発 生 段 階						取 組	シ
1	2	3	4	5	6		
		○	○	○	○	県立学校、市町村教育委員会に対する学校の臨時休業中の学校運営のあり方等の支援	24
	○	○	○	○	○	県立学校、市町村教育委員会に対する修学旅行・海外研修旅行等の延期・中止の指示・要請	24
	○	○	○	○	○	海外からの受入状況、修学旅行・海外研修旅行等の延期・中止状況の情報収集	24
	○	○	○	○	○	県立学校の入学者選抜の延期・中止等の準備、県立学校、市町村教育委員会への周知、文部科学省への報告	24
	○	○	○	○	○	総合教育センターに対する閉館、研修会・研究会・イベントの自粛等の指示・要請	33
		○	○	○	○	小康期において入学者選抜の受検機会が確保された場合における準備、(実施する場合) 県立学校、市町教育委員会への周知	24
					○	延期した入学試験の実施	24

エ 県教委事務局 (生涯学習文化財課)

発 生 段 階						取 組	シ
1	2	3	4	5	6		
	○	○	○	○	○	生涯学習推進センター、図書館、博物館、美術館、埋蔵文化財センター、野外活動センター、各青少年の家及び指定管理者に対する閉館、研究会・イベントの自粛等の指示・要請	33

オ 県教委事務局（保健体育課）

発 生 段 階						取 組	頁
1	2	3	4	5	6		
○						季節性インフルエンザの発生状況の把握・分析（サーベイランス）の実施	18
○						ワクチンの集団接種体制の検討・整備	19
	○	○	○	○	○	新型インフルエンザ等の発生状況の把握・分析（サーベイランス）の実施	18
	○					ワクチンの接種順位・接種体制の周知、集団接種時の学校支援	19
		○	○	○	○	県立学校、市町村教育委員会への臨時休業の要請	21
		○	○	○	○	学校における臨時休業開始時及び終了時の文部科学省への報告	22
					○	《強毒性》学校における臨時休業の縮小	22
					○	《強毒性》県立学校、市町村教育委員会への学校の再開時期の周知	22

カ 県教委事務局（教職員課）

発 生 段 階						取 組	頁
1	2	3	4	5	6		
		○				業務継続計画実行体制への移行に係る関係機関への通知	36
		○				優先業務を継続するための勤務体制及び人員計画の提示	36
		○	○	○	○	教職員の感染状況の把握	28

「発生段階」欄の表記

1：未発生期 2：海外発生期 3：県内未発生期 4：県内発生早期 5：県内感染期 6：小康期

キ 各教育事務所（市町村立学校）、各県立学校

発 生 段 階						取 組	頁
1	2	3	4	5	6		
○	○	○	○	○	○	児童生徒のインフルエンザ様症状発症時の対応方法等に係る保護者への周知	28
○						新型インフルエンザ等対策を行う体制の検討・整備	26
○						高病原性鳥インフルエンザへの対応	26
	○	○	○	○	○	学校・寄宿舎における児童生徒の健康状態の把握・感染予防の徹底	27
	○	○	○	○	○	児童生徒や教職員への情報提供、注意喚起	27
	○	○	○	○	○	児童生徒や教職員の健康管理	27
	○	○				感染ルートの特定につながる情報の収集・報告	20
	○	○	○	○	○	海外からの受入時、修学旅行・海外研修旅行等の延期・中止時の報告	31
	○					新型インフルエンザ等対策を行う体制の確認	26
		○	○	○	○	児童生徒・教職員に感染者が発生した場合の保健所及び県教委（保健体育課）への報告	28
		○	○	○	○	教職員に感染者が発生した場合の県教委（教職員課）への報告	28
		○	○	○	○	臨時休業の範囲・期間の決定及び実施	28
		○	○	○		臨時休業時又は業務継続計画実行体制への移行時の保護者への周知	28
		○	○	○	○	臨時休業時又は業務継続計画実行体制への移行時の保健所及び県教委（保健体育課）への報告	28
		○	○	○	○	臨時休業中の生徒指導、学習指導の実施	29
		○	○	○	○	留学中の生徒、海外旅行中の児童生徒・引率教職員への情報提供、相談窓口の伝達	30
	○	○	○	○	○	発生源や国内の発地域から帰ってきた児童生徒・教職員の健康観察及び相談窓口の伝達	30
		○	○	○	○	《強毒性》発生源や国内の発地域及び周辺地域への旅行の延期・中止措置	30
	○	○	○	○	○	《弱毒性》発生源や国内の発地域及び周辺地域への旅行の再検討	30
	○	○	○	○	○	海外旅行、留学等の予定のある児童生徒の保護者への再検討の要請	31
		○	○	○	○	《強毒性》（部活動）各地域から参加者が集まる大会等への参加の中止措置	31
		○	○	○	○	《弱毒性》（部活動）各地域から参加者が集まる大会等への参加の再検討	31
		○	○	○	○	《強毒性》校内行事（文化祭、学習発表会等）や学校公開研究会等の延期・中止措置	31
発 生 段 階						取 組	頁

1	2	3	4	5	6		
		○	○	○	○	《弱毒性》校内行事（文化祭、学習発表会等）や学校公開研究会等の対応検討	32
				○	○	臨時休業終了後の円滑な教育活動の実施に向けた準備	26
					○	延期した諸行事の実施検討	32
		○	○	○	○	臨時休業終了時又は業務継続計画実行体制解除時の保健所及び県教委（保健体育課）への報告	29
	○	○	○	○		（県立学校）入学者選抜に係る県教委からの延期等への指示への対応準備	32
				○	○	（県立学校）延期した入学者選抜を実施する場合の県教委からの指示への対応準備	32
		○	○	○		（県立学校）寄宿舎内における感染防止策等の実施	32
				○	○	（県立学校）寄宿舎の再開に向けた準備及び第二波に向けた感染防止策の継続	32

ク 各県教委関係機関（総合教育センター、生涯学習推進センター、図書館、博物館、美術館、埋蔵文化財センター、野外活動センター、各青少年の家）

発生段階						取組	頁
1	2	3	4	5	6		
○						業務継続計画の策定	35
	○					施設利用者や教職員のへの情報提供、注意喚起	33
	○					施設の定期的な換気、清掃、消毒等	33
		○	○	○		臨時休館等の検討	34
		○	○	○		イベント主催者に対するイベント等の延期・中止の再検討の要請	34
					○	縮小業務等の再開、臨時休館等の解除（再開）準備、新規利用予約受付の再開	34

「発生段階」欄の表記

1：未発生期 2：海外発生期 3：県内未発生期 4：県内発生早期 5：県内感染期 6：小康期

2 県教委事務局の取組

(1) 実施体制と情報収集 (主：教育企画室)

【未発生期】

- ・ 県行動計画に掲げる県教委の役割に適切に対応するため、危機管理連絡体制や情報周知体制等の共通的事項及び部局別事項への対応方針について、あらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等対策における会議等により全庁で共有した情報は、速やかに県教委事務局内で認識の共有を図り、事務局内の連携を強化して一体となった対策を推進する。

【海外発生期】

- ・ 必要に応じて「岩手県教育委員会事務局連絡員会議」を開催し、県教育委員会の初動対処方針について協議・決定する。
- ・ 国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、知事を本部長とする県対策本部が設置されることから、教育長を本部長とする（教）対策本部を設置し、県教委として組織的に対策を実行する。

【国内発生早期：県内未発生期～県内感染期】

（教）対策本部では、県対策本部からの指示事項の確認を行うとともに、（教）対策本部会議又は連絡員会議を開催し、状況把握と情報共有、各段階に応じた対策を協議し、実施する。

【小康期】

これまでの各発生段階における対策の評価を行い、流行の第二波に備えた今後の対応方針等を協議するとともに、必要に応じ、対応方針等の見直しを行う。

【緊急時の連絡体制の整備】

人事異動等により緊急時の連絡体制が変更となったときは、速やかに緊急時における連絡網の更新を行う。

(2) 新型インフルエンザ等対応窓口の設置

海外発生期～移行したときは以下の対応窓口を設置し、適切な情報提供を行う。

【海外発生期～県内感染期】

- 総合的な情報の収集及び提供 ⇒ 教育企画室総務・企画担当

(総務) 関係情報の取りまとめ
(企画) 記者クラブへの情報提供

マスコミからの具体的な対応等への問い合わせは、各担当室課で対応。

- 児童生徒が感染した場合の対応 ⇒ 保健体育課学校健康安全担当

【市町村】所管する教育事務所

(保体課) 総括
(教事) 市町村・市町村立学校との連絡
調整、担当課との連絡調整

- 教職員が感染した場合の対応 ⇒ 教職員課厚生福利担当

【市町村】所管する教育事務所

(教職員課) 総括
(教事) 市町村・市町村立学校との連絡
調整、担当課との連絡調整

- 学校運営、学校教育活動等の相談 ⇒ 学校教育室

【市町村】所管する教育事務所

(学教室) 総括
(教事) 市町村・市町村立学校との連絡
調整、担当課との連絡調整

- 県立施設の管理・運営等 ⇒ 生涯学習文化財課(社会教育施設)

【小康期】

状況を見ながら、対応窓口を縮小・休止する。

(3) サーベイランスの着実な実施 (主：保健体育課)

【未発定期】

学校等における流行状況を把握するため、インフルエンザ様患者の発生による臨時休業や欠席の状況を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

【海外発定期～国内発生早期：県内未発定期】

- ・ 児童生徒、教職員が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染の疑いがある場合の情報収集を確実に行う。また、児童生徒、教職員の家族の感染から感染拡大につながるおそれもあるため、家庭の状況把握も可能な範囲で行っていく。
- ・ 発生段階に応じてサーベイランスを実施する目的は異なるため、県保健福祉部からサーベイランスの切り替え等の通知を受けたときは、学校等へ周知し、円滑な実施を進める。

【県内発生早期】

集団発生の把握の強化を実施し、放置すれば大規模な流行につながる可能性のある集団に属する者又は同一集団内で続発する感染者情報を早期に探知し、急速な感染拡大を防止する。

【新型インフルエンザ(A/H1N1)に対し、実施したサーベイランス】

以下の条件のいずれかに該当するときは、学校から報告を求め、学校及び地域別の感染者情報を整理する。

- ① 同じ学校内にインフルエンザ(A型)による欠席者が1名以上いる場合
- ② 同じクラス内に発熱や咳などインフルエンザ様症状(※)による欠席者又は早退者(職員を含む)が7日以内に2名以上いる場合
- ③ 出席停止(インフルエンザ患者・疑われる者)が行われた場合
- ④ 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等臨時休業の措置が行われた場合

*②、③は簡易迅速検査でB型の場合は除くこと。

(※) インフルエンザ様症状

38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

(平成21年8月18日付け教ス第266号スポーツ健康課通知参照)

【県内感染期】

県保健福祉部の通知を受けて、集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。

【小康期】

県保健福祉部の通知を受けて、再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

【休日や夜間等に感染者が発生した場合の対応】

【国内発生早期】（主：教育企画室）

休日や連休中、夜間において、県対策本部から県内で新型インフルエンザ等の感染疑い者（児童生徒、教職員）が発生した旨の連絡が入ったときは、対策本部の緊急連絡網に従って情報伝達を行い、確定診断検査に入った段階で体制の判断を行う。また、感染者との濃厚接触が疑われる者に児童生徒、教職員がいないか調査をし、学校に対し必要な措置等の要請を行う。

《県内で感染疑い者が発生した場合の待機体制》

◆ 本庁各室課 ⇒担当課長級以上 ◆ 各教育事務所 ⇒所長

※ 担当者等の待機等は必要に応じて所属長が指示する。

（4）ワクチンの集団接種（主：保健体育課）

【未発生期】

県保健福祉部、市町村教育委員会、学校医等と協力して児童生徒におけるワクチンの集団接種体制を検討し、希望する児童生徒が確実に接種できるよう整備する。

【海外発生期～】

- ・ ワクチンの接種順位及び接種体制について、関係機関へ周知する。
- ・ 学校において集団接種を実施するときは、学校への周知を行い、実施を支援する。

（5）県立学校、市町村教育委員会、県立施設への情報提供と注意喚起（主：各担当室課）

【未発生期】

新型インフルエンザ等の発生に係る情報の収集及び提供を行う。

【海外発生期～国内発生早期：県内発生後】

この段階で必要なことは、感染者、濃厚接触者、感染疑い者の積極的疫学調査を行い、感染ルートの特定に努めることである。

学校・家庭を含めて家きんを飼育している場合は、家きんと野鳥との接触を避けるような措置を講じるよう、周知徹底を図る。

なお、風評被害の発生につながらないように個人情報の取扱いには十分注意する。

① 新型インフルエンザ等に関する情報を周知し、注意喚起を行う。

- ◆ 新型インフルエンザ等の発生状況
- ◆ 効果的な予防方法（手洗い、うがい、手指マスクの着用、不要不急の外出を避ける等）
- ◆ インフルエンザ様症状が見られた場合の対応
 - ・ 家庭で症状が見られた場合
 - ・ 学校、職場で症状が見られた場合
 - ・ 家族に症状が見られた場合
 - ・ 児童生徒が発症した場合の報告
 - ・ 教職員が発症した場合の報告
- ◆ 周辺地域や県内で感染者が発生した場合の対応
- ◆ 感染により重症化するおそれのある疾患を持つ児童生徒、教職員等を感染から守るための対策

② 感染拡大を防ぐために早い段階で感染ルートを特定し、適切な対策を講じていくため、学校等に対し、次の情報等を迅速に収集し、速やかに県教委へ報告するよう周知する。

- ◆ 感染の原因がある程度特定される場合はそれらの情報
(例：○日～○日まで海外へ旅行 等)
- ◆ 家族構成と家族の発症の有無（他の学校へ通う兄弟姉妹はいないか 等）
- ◆ 感染原因以降の行動等（家庭、学校以外での行動範囲：塾通い、スポ少参加等）
- ◆ 感染者との接触が疑われる者の有無
 - ・ 接触が疑われる者の人数や学校名等
- ◆ 感染者の他に体調不良を訴える者の有無
- ◆ 学校の対応等（臨時休業措置の実施の有無、学校行事への影響の有無等）

【県内発生早期・感染期】

引き続き、必要な情報提供及び注意喚起を行う。

【小康期】

- ・ 引き続き、必要な情報提供及び注意喚起を行う。
- ・ 各発生段階における対策の検証結果を踏まえて、流行の第二波に向けた見直しを行う。また、見直しを行った本行動計画や連絡体制等について周知する。
- ・ 流行の第二波の兆しがあった場合には、得られた情報の周知と注意喚起を行う。

(6) (教) 対策本部からの情報発信 (主：教育企画室)

【国内発生早期：県内未発生～小康期】

児童生徒、保護者、地域住民に対し、県教育委員会ホームページを通じて、適時適切な情報発信を行う。

- ◆ 感染予防への呼びかけ
- ◆ 県内における発生状況
- ◆ 学校における発生状況と臨時休業の実施状況
- ◆ 学校行事等への影響と対応状況
- ◆ 各学校の新型インフルエンザ等における対応状況
- ◆ 県教育委員会としての対応状況

(7) 学校の運営等に係る検討・準備

各学校に対して臨時休業中の学校運営のあり方等、必要な支援を行う。

ア 臨時休業の要請 (主：保健体育課)

【国内発生早期：県内未発生～県内感染期】

(強毒性の場合)

国内で感染者が確認されたとの情報が県対策本部から提供された場合、学校の臨時休業について、県対策本部と協議する。臨時休業の判断については、感染者の生活圏や児童生徒の通学状況等から休校措置をとることが必要と判断された場合は、県立学校、市町村教育委員会に対し、臨時休業を行うよう要請する。

(弱毒性の場合)

県内又は近県で一例目の感染者が発生した場合には、県対策本部と協議し、臨時休業等を行う必要があると判断した学校等に対し、要請する。

学校で児童生徒、教職員が感染した場合は、原則として、校長が所在地を所管する保健所長と協議し、臨時休業の必要性や範囲（学級閉鎖、学年閉鎖、休校等）及びその期間を決定する。なお、感染

拡大防止のため特に必要であると県対策本部長が判断した場合には、感染者が発生していない学校を含め、広域的に臨時休業の要請を行うこと等がある。

(共通)

- ・ 臨時休業を実施したとき又は終了したときは、文部科学省へ報告する。

【県内感染期】

(強毒性の場合)

感染動向を踏まえ、県対策本部と協議し、臨時休業を段階的に縮小する。

【小康期】

(強毒性の場合)

感染動向を踏まえ、学校の再開時期について県対策本部と協議の上、県立学校、市町村教育委員会へ周知する。

【早期の段階で感染者が発生した場合の臨時休業】

この段階では、「積極的臨時休業」を実施し、県内での感染拡大を防止する。

感染者が発生した場合

- ◆ 県保健福祉部との協議（感染者の積極的疫学調査等を踏まえた具体の対応検討）
- ◆ 休校措置の範囲の検討調整
- ◆ 関係機関との調整協議
- ◆ 対策本部会議での調整・決定
- ◆ 関係機関等（マスコミ含む）への連絡、要請、広報対応等

《積極的臨時休業》

地域での流行早期に公衆衛生対策として行われる。地域で最初の感染が確認された時など少数の発症者しかいない時点で積極的な臨時休業を行うことで、地域への感染拡大を抑える効果がある。閉鎖期間は、5～7日を要する。

学校において、少数の感染者が確認された時点で、学級レベルのみならず、学年閉鎖、休校、感染者の発生が認められていない近隣の地域の学校の休校などの措置を行うことにより、学校だけでなく地域での感染拡大を抑える効果が期待できる。

※ 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部「学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的な考え方」より（平成21年9月24日付文部科学省第13報事務連絡）

【発生早期の段階での休校措置の範囲】

感染者発生 (県内・隣接県)	感染者の状況等	休校措置の範囲
児童生徒、教職員 以外の場合	濃厚接触が疑われる者に児童生徒、教職員がいない場合	臨時休業なし
	濃厚接触が疑われる者に児童生徒、教職員がいる場合 ●他への接触の疑いなし (接触が疑われる者が特定され、適切な措置が講じられた場合)	●休校措置なし ただし、濃厚接触が疑われる者は登校を自粛するよう要請。 (家庭等での健康観察を要請)
	●他への接触の疑いが多数あり	●休校措置あり
児童生徒、教職員 の場合	感染者との濃厚接触が疑われる者が複数いる場合	感染者、濃厚接触が疑われる者の生活圏内及び通学範囲等を勘案し、休業範囲を検討する。 ① 当該校のみ臨時休校 ② 市町村の一部の地域に限定して臨時休校 ③ 市町村全部の地域を臨時休校 ④ 複数の市町村（広域）の全部又は一部で臨時休校 ⑤ 県内全域で臨時休校
<p>○ 学校の閉鎖期間は、原則7日間とする。</p> <p>○ 新型インフルエンザ発症者等へは以下のことを徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも解熱後2日間は外出しないこと ・ 発症後7日間の出席停止の措置 ・ 登校、出勤前の検温の義務づけ <p>※ 感染疑い者の範囲等が学級内又は学年内に限定され、他への影響がないと判断される場合にあっては、学級閉鎖又は学年閉鎖の措置を講じることもあること。</p>		

イ 臨時休業中の学校運営について (主：学校教育室)

学校の臨時休業中の学校運営のあり方等について必要な支援を行う。

ウ 修学旅行・海外研修旅行等について (主：学校教育室)

学校の修学旅行、海外研修旅行の実施状況を把握する。

なお、海外等から受入れをする場合又は修学旅行、海外研修旅行の中止等の措置を行った場合は、学校から速やかに報告を受け、情報を把握するものとする。

<修学旅行の延期・中止の指示・要請>(主:学校教育室)

【海外発生早期～県内感染期】

(強毒性の場合)

- ・ 感染動向を踏まえ、対策本部において延期・中止等の方針を決定し、学校に示す。
- ・ 海外への旅行については、原則、海外発生期から県内感染期までは延期・中止とする。
- ・ 国内への旅行については、原則、国内発生早期から県内感染期までは延期・中止とする。

(弱毒性の場合)

- ・ 旅行地域の感染動向を踏まえて必要に応じて学校において延期・中止等の判断を行うよう周知する。

エ 入学者選抜の延期・中止等の検討・準備 (主：学校教育室)

(強毒性の場合)

【国内発生早期：県内未発生期】

- ・ 入学者選抜の延期等を行う場合に備えて準備する。
- ・ 入学者選抜の実施・延期の方針を決定し、県立学校、市町村教育委員会へ周知する。
- ・ 入学者選抜を延期するときは、文部科学省へ報告する。

【国内発生早期：県内発生早期～県内感染期】

- ・ 小康期において受検機会が確保された場合における必要な準備を行う。

【県内感染期】

- ・ 延期した入学者選抜の実施時期の検討と準備を進める。
- ・ 受検機会を確保できる見通しが立った場合には、県立学校、市町村教育委員会へ周知する。

【小康期】

- ・ 延期した入学者選抜がある場合は、受検機会を確保し、実施する。

(弱毒性の場合)

【国内発生早期：県内未発生期～県内感染期】

- ・ 感染動向を踏まえて、入学者選抜の実施方法の検討・準備を進める。

- ◆ 対応が決定した場合は、県立学校、市町村教育委員会へ周知する。
- ◆ インフルエンザ等の感染動向によっては、複数回の実施を検討し、検査問題の準備や実施体制の整備等、あらかじめ必要な準備を行う。

- ・ 入学者選抜の延期等を行った場合は、文部科学省に報告する。

【県内感染期～小康期】

- ・ 延期した入学者選抜がある場合には、実施時期を検討し、県立学校・市町村教育委員会へ周知するとともに、実施までの必要な準備を行う。

新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する県立高等学校入学者選抜への対応については、【別紙1(p38)】のとおり

3 各教育事務所及び各県立学校の取組

各教育事務所は、以下に掲げる取組を行うよう市町村教育委員会への周知徹底を図る。

各県立学校は、以下に掲げる取組を行う。

(1) 各学校において新型インフルエンザ等対策を行う体制の検討・整備

【未発生期】

- ・ 臨時休業中における学校の運営体制を整備する。
- ・ 職員及び職員の家族への感染拡大により通常の勤務体制を維持できない場合の学校の運営体制と教職員の勤務体制をあらかじめ検討しておく。
- ・ 感染者（感染疑い者を含む）が発生した場合や臨時休業を実施する場合の報告体制を確認する。（校内における連絡体制の確認・関係機関への報告方法の確認）
- ・ 学校と各家庭との連絡網を整備・確認する。緊急時でも確実に保護者と連絡が取れる体制に整備する。
- ・ 臨時休業中における児童生徒、保護者への情報提供体制を整備する。各家庭へのお知らせや学校のホームページ等の活用により、電話連絡以外の手段での情報提供体制を検討・整備する。
- ・ 県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、学校で飼育している家きんと野鳥との接触を避けるよう留意する。

【海外発生期】

未発生期において整備した体制の再確認を行い、必要な準備を進める。

【国内発生早期：県内未発生期～県内感染期】

- ・ 教職員への感染拡大のおそれがあり、勤務体制の縮小が必要であると校長が判断した場合は、必要最小人員による勤務体制で業務を行い、業務にあたる職員以外の職員は自宅で待機させる。
- ・ 臨時休業を実施したとき又は勤務体制を縮小したときは、学校の運営体制を保護者に周知する。また、担任教員が不在となる場合は、連絡窓口（対応職員等）を保護者に周知する。

【県内感染期～小康期】

- ・ 感染動向を踏まえて、学校長は勤務体制の縮小を解除する。
- ・ 臨時休業の終了に備えて、授業の再開準備、延期していた学校行事等の見直し等、学校の再開とともに教育活動が円滑に行われるよう必要な検討・準備を行う。

(2) 児童生徒・教職員の健康管理

学校・寄宿舎において児童生徒の健康観察を定期的実施し、健康状態の把握と感染予防の徹底に努める。【未発生期以降、継続して実施】

● 感染予防のための対策

日頃から手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の予防対策を徹底し、流行時期においては不要不急の外出を避ける等、一人ひとりが感染予防に努めるよう指導する。

● 日常の健康観察

日常の健康観察は、発熱、のどの痛み、鼻汁、咳などのインフルエンザ様症状がないか、前日と児童生徒の体調に変化が見られないか注意して観察し、早期発見に努める。

● 感染により重症化するおそれのある疾患を持つ児童生徒、教職員の把握

新型インフルエンザ等の感染により重症化するおそれのある疾患を持つ児童生徒及び教職員の把握と健康状態の把握に留意する。国内又は県内での流行状況から感染が心配される児童生徒については、健康状態を考えて出席停止とする等感染防止の対応をとる。

● 発症した場合・発症の疑いがある場合

- ・ 新型インフルエンザ等に感染する可能性について児童生徒に理解させ、学校で体調が悪いと感じたら、我慢せずにすぐに先生に話すよう指導する。
- ・ 学校において、児童生徒がインフルエンザ様症状を訴えたときは、保護者が迎えに来るまで別室に移動させ、他の児童生徒と接触しないよう配慮する。
- ・ 教職員は、インフルエンザ様症状があるとき又は家族に感染者が発生したときは、所属長へ報告するとともに外出（出勤）を自粛する。

● 臨時休業中の健康状態の把握

休業中の児童生徒、教職員の健康状態を把握する。

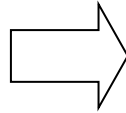
● 児童生徒の心のケア

自分が感染源になったことで過度な不安を抱くことのないよう児童生徒の心のケアを行う。

【サーベイランスの実施】

学校は、サーベイランス体制に係る県教委の通知に基づき、早期把握に努め、所管する保健所、県教育委員会へ所定の方法に従い、報告する。

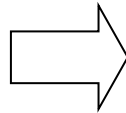
- ◆ 児童生徒（感染疑い者を含む）が発生した場合
- ◆ 出席停止・臨時休業の措置を実施した場合



- ◆ 所管する保健所へ報告
- ◆ 県教委へ報告
(保健体育課学校健康安全担当へ)

- ◆ 教職員に感染者が発生した場合
 - 1 市町村立学校の教職員
 - 2 県立学校の教職員

※【県立学校の教職員にあつては、安全衛生管理規程第29条に基づく報告であること】



- ◆ 別に定める様式によりFAXで報告
- ◆ 市町村立学校の場合
(県教委(教職員課厚生福利担当)(教育事務所経由)へ報告)
- ◆ 県立学校の場合
(産業医及び県教委(教職員課厚生福利担当)へ報告)

(3) 保護者への周知

- ・ 児童生徒が家庭でインフルエンザ様症状を訴えるときは、学校へは登校させず、家庭で様子を見るよう、また、家族に感染者が発生した場合においても、児童生徒の登校は控えるようお願いする。
- ・ 臨時休業を実施するときの家庭への連絡方法を周知する。
- ・ 臨時休業を終了し、登校を開始する日の朝は、必ず検温し、発熱、咳、鼻水、咽頭痛などのインフルエンザ様症状が見られないか確認するよう、また、少しでも症状が見られる場合は、引き続き自宅で療養し、無理に登校させないように周知する。

(4) 臨時休業

【国内発生早期：県内未発生期～】

学校は、(教) 対策本部からの指示・要請に基づき、臨時休業を実施する。

ただし、校長が感染拡大を防止する上で臨時休業等を実施することが必要であると判断したときは、(教) 対策本部からの指示・要請によらなくても臨時休業等を行う。

なお、学校は臨時休業等を行う場合には、県教委が別途示す基準をもとに、学校医や保健所と相談し、臨時休業の範囲(学級閉鎖、学年閉鎖、休校等)及びその期間を決定するものとする。

また、臨時休業等を実施した場合、臨時休業等を終了した場合は、所管する保健所及び県教委へ報告する。

【弱毒性における臨時休業等の判断の目安】

項目	判断基準
1 学級閉鎖	学級内に3人～4人(10%)の患者が発生した場合 ただし、1学年1学級の場合は、学年閉鎖とする。
2 学年閉鎖	同一学年の複数の学級において、学級閉鎖となる場合
3 休校	複数の学年において、学年閉鎖となる場合
4 休業期間	原則として7日間
5 臨時休業措置の判断上の観点	① 発生人数や発生状況 ② 接触者の人数や状況 ③ 他の学級や学年の児童生徒の健康状態 ④ 地域での発生状況 ⑤ 基礎疾患(慢性呼吸器疾患、慢性心疾患等)の有無及び該当児童生徒の健康状態

(平成21年9月9日付教ス312号通知「新型インフルエンザに関する臨時休業の基準について」より)

【強毒性における臨時休業の判断目安】

毒性や感染力を踏まえて、別途基準を定めて通知する。

毒性が判明し、別途基準を定めるまでは、『発生早期の段階での休校措置の範囲』(p23)に基づき対応するものとする。

(5) 臨時休業中の生徒指導

【国内発生早期：県内未発生期～】

感染から身を守るために休業中は不要不急の外出を控える、通常の休みと同じ行動は厳に慎む(友達の家へ遊びに行かない、繁華街等の人の多い場所へは出かける等)等、一人ひとりが正しい行動をす

るよう指導する。

また、児童生徒に対し、臨時休業等を実施する目的と新型インフルエンザ等の正しい知識、感染した場合における正しい行動を十分に理解させるとともに、保護者に対しても児童生徒の健康管理と行動に留意するよう周知する。

(6) 臨時休業中の学習指導

【国内発生早期：県内未発生期～】

学校は、臨時休業中の自宅での学習計画（毎日の学習時間や課題等）を示し、休業中も児童生徒が一律に家庭学習に取り組めるよう指導する。

また、感染状況によっては、臨時休業の延長等により休業が長期に及ぶこともあることから、長期にわたる臨時休業を実施する場合は、学習指導の体制を整備し、休業中の学習方法を児童生徒、保護者に周知する。

(7) 学校行事と部活動

ア 修学旅行、海外研修旅行等

【海外発生期～県内感染期】

● 留学中の生徒、海外旅行中の児童生徒、引率教職員へ

学校から新型インフルエンザ等に関する情報と相談窓口を伝達する。

● 発生国、周辺地域から帰国した児童生徒や教職員へ

帰国した児童生徒、教職員に対して健康観察を実施し、インフルエンザ様症状が見られた場合は、医療機関を受診するよう指導する。また、インフルエンザ様症状が見られた場合の相談窓口を児童生徒、教職員へ伝達する。

● 発生国や周辺地域への旅行について

（強毒性の場合）

- ・ 発生国（又は国内の発生地域）や周辺地域への旅行は、県内感染期まで原則延期又は中止とする。

（弱毒性の場合）

- ・ 発生国（又は国内の発生地域）や周辺地域への旅行は、感染状況を踏まえた上で自粛を含めた再検討を行う。
- ・ 旅行を実施するときは、新型インフルエンザ等の感染により重症化するおそれのある児童生徒、教職員への対応に留意する。

- ◆ 保護者に対し、旅行先や周辺地域の感染動向と旅行行程を示し、旅行への参加を確認する。
- ◆ 参加する場合は、定期的な健康観察の実施と予防対策を徹底し、児童生徒、教職員の健康管理に留意すること。

新型インフルエンザ(A/H1N1)

『修学旅行における新型インフルエンザの対応について(基本的な考え方)』は【別紙2】(p40)のとおり

● 海外旅行、留学等の予定のある児童生徒へ

新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、渡航の自粛を含めた再検討をするよう保護者に対し要請する。

イ 部活動

【国内発生早期：県内未発生～県内感染期】

(強毒性の場合)

- ・ 部活動の遠征や全国大会等、各地域から参加者が集う大会等への参加は、県内感染期まで原則中止する。

(弱毒性の場合)

- ・ 部活動の遠征や大会等への参加は、感染動向を踏まえて、実施・中止の対応を検討する。
- ・ 部活動の遠征や大会等へ参加する場合は、出発前に児童生徒の健康状態を確認する。
また、感染により重症化するおそれのある児童生徒が参加する場合は、修学旅行・海外研修旅行の対応と同様に注意する。
- ・ 児童生徒に感染者（感染疑い者を含む）が出た場合は、大会中でも試合への参加を取りやめる。

【修学旅行・部活動共通】

修学旅行の延期・中止又は部活動の大会等への参加を中止した場合は、県教委の指示に従い、報告を行う。

ウ 校内行事等

【国内発生早期：県内未発生期～県内感染期】

(強毒性の場合)

保護者や地域の人々等、不特定多数の参加者が集う文化祭や学習発表会等の校内行事や各地域から参加者が集う学校公開研究会等の実施は、県内感染期まで原則、延期・中止とする。

(弱毒性の場合)

文化祭や学習発表会等、保護者や地域の人々等、不特定多数の参加者が集う校内行事等を実施する場合は、感染動向を踏まえて対応を検討する。

ア 修学旅行、海外研修旅行等・イ 部活動・ウ 校内行事等【共通】

【小康期】

延期した学校行事等の実施について検討する。

(8) 入学試験

【海外発生期～県内感染期】

県教委からの延期等の指示に対応できるよう準備を進める。

【県内感染期～小康期】

延期した入学試験が実施される場合、県教委の指示に対応できるよう準備を進める。

(9) 寄宿舎の感染防止

県立学校は、寄宿舎における感染防止のためのマニュアルを整備する。また、児童生徒にインフルエンザ様症状が見られた場合は、すぐに自宅へ帰省させることとし、保護者の緊急時における連絡先をあらかじめ確認し、連絡体制を整備する。

【国内発生早期：県内未発生期】

- ・ 寄宿舎内における感染防止策を実行する。
- ・ 感染により重症化するおそれのある疾患を持つ児童生徒をあらかじめ把握しておく。

【国内発生早期：県内発生早期）～県内感染期】

- ・ 寄宿舎内において、児童生徒にインフルエンザ様症状が見られた場合は、速やかに保護者へ連絡し、自宅へ帰す。
- ・ 寄宿舎内の感染動向を踏まえ、必要に応じて休業等の措置を講ずる。

【県内感染期～小康期】

寄宿舎における休業の終了時期を検討し、再開に向けた必要な体制整備と流行の第二波に備えて感染防止策を継続する。

4 各出先機関の取組

各出先機関（教育事務所を除く）は、以下に掲げる取組を行う。

(1) 臨時休館等

【未発定期】

新型インフルエンザ等の発生に備え、施設内における感染防止策、不要不急の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行う。

【海外発定期】

- ・ 各地域から利用者が訪れることから、発生状況等に関する情報収集に努め、施設内の感染防止策及び利用者に対する情報提供等、早期の段階で必要な対策を講じる。

◆職員、利用者へ新型インフルエンザ等対策に関する情報を周知する。

- ・ 感染予防のための対策について（手洗い、うがい、マスクの着用、罹患した際の咳エチケットや外出の自粛等）
- ・ 感染により重症化するおそれのある疾病を有する方への周知

◆ 施設内の定期的な換気と清掃・消毒等を徹底する。

◆ インフルエンザ様症状が見られる場合は、来館を自粛するようホームページや掲示板を通じて呼びかけを行う。

◆ イベント主催者に対し、来館を予定していた出演者等にインフルエンザ様症状が見られる場合は、来館を自粛するよう要請する。また、来館時には健康観察を実施し、出演者等の健康状態の把握と適切な対応を要請する。

【国内発生早期：県内未発定期】

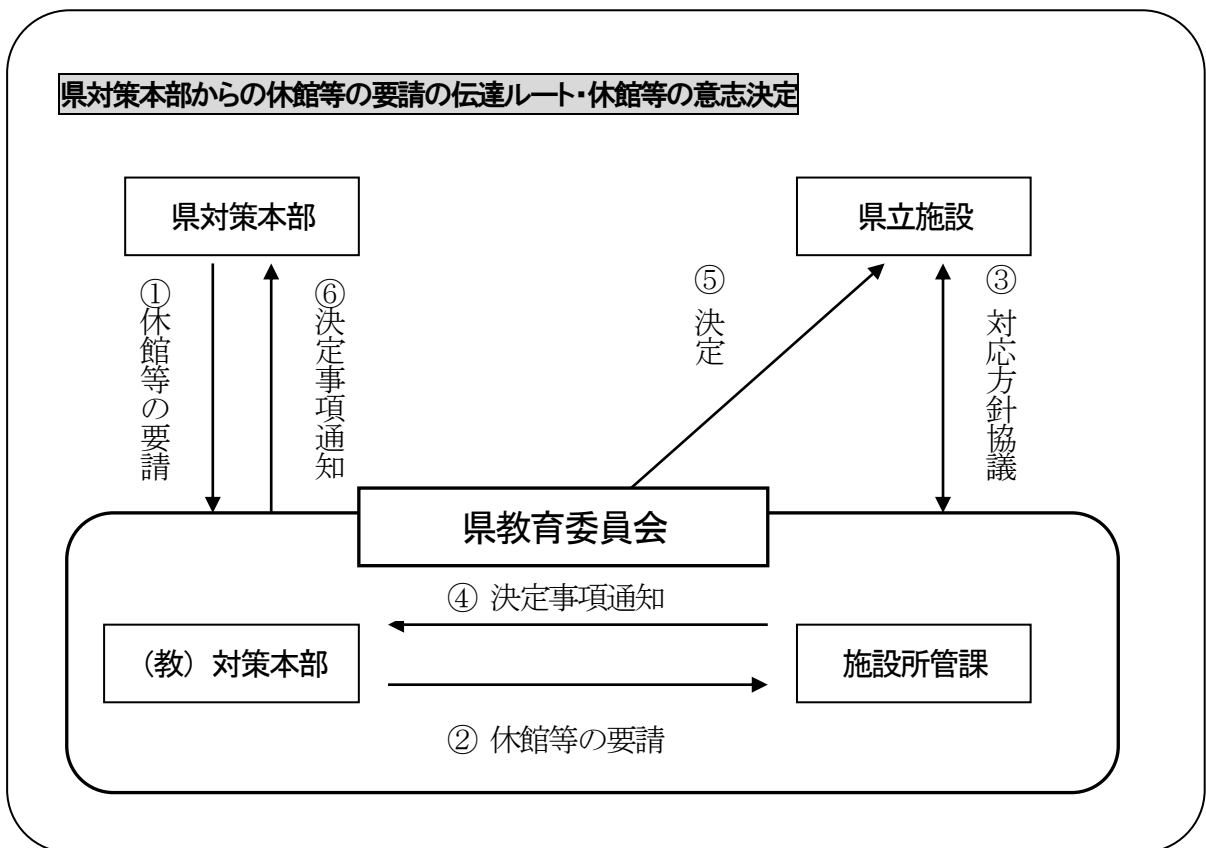
- ・ 不要不急の業務の縮小に向けた取組みを進める。
- ・ 国内で感染者が発生した場合には、イベント主催者に対し、以下の対応を要請する。
 - ① イベント等を実施する場合には、感染拡大の防止に関して適切な対策を行うこと。
 - ② 感染拡大を引き起こさないために感染動向を踏まえてイベントの中止・延期等の検討を行うこと。
(**弱毒性**の場合は、発生状況を踏まえて対応を検討し、必要があるときは要請する。)
- ・ 県対策本部からの要請に従い、国内発生から一定期間内の日程に係る新規利用予約の受付を中止する。**強毒性**の場合は県内感染期まで継続/**弱毒性**の場合は毒性が半明するまで)
- ・ すでに利用予約を受け付けたイベント等については、感染動向を踏まえて適切な対応を講ずるよう利用申込者に要請する。

【国内発生早期：県内発生早期～県内感染期】

県対策本部から臨時休館等の要請を受けた場合、施設設置者は、施設所管課及び指定管理者と協議の上、臨時休館等の実施を検討し、その対応を決定する。

【県内感染期】

- ・ 不要不急の業務を縮小する。
- ・ 感染動向を踏まえて、イベント主催者に対し、イベント等の延期・中止を再検討するよう要請する。
- ・ イベント等を実施する際は、感染拡大防止のために適切な対応が行われるようイベント主催者へ要請する。



(2) 再開準備

【県内感染期～小康期】

- ・ 感染動向を踏まえて、縮小していた業務等を再開する。
- ・ 臨時休館等を実施した場合は、必要な再開準備を進める。
- ・ 県対策本部から臨時休館を解除する旨の通知を受けたときは、施設の再開等に向けて体制を整備する。
- ・ 施設内の体制が整備されたら、中止していた新規利用予約の受付を再開する。

5 職員の勤務体制（事業継続計画）（主：教職員課）

県教委事務局各室課、各教育事務所、県立学校及び各関係機関においては、新型インフルエンザ等発生時においても継続する業務や新型インフルエンザ等の発生により新たに生ずる業務、規模を縮小する業務や中断する業務について検討し、業務継続計画（BCP）を整備する。

（1）業務継続の基本方針

ア 公立学校の児童生徒等の生命、身体、財産を保護し、教育（学び）の保障のために欠くことのできない中核的な業務及び新型インフルエンザ等対策業務を優先的に実施するため、それ以外の業務は、縮小・中断等を行い、優先業務の実施に必要となる人員の確保に努めるものとする。

イ 公立学校の児童生徒及び来訪者等への感染防止と合わせ、職員及びその家族への感染防止と安全確保策を徹底し、感染リスクの低減を図るものとする。

（2）業務優先の考え方と継続業務一覧

県民生活への影響度など、以下に示す優先業務の「基本的な考え方」に基づき、業務をS、A、B、Cの4つの区分に分類する。

ア 基本的な考え方

① 優先度の判断視点

- 県民生活への影響が大きいもの…………… 許認可、支払い、相談、災害対応など
- 法定事務…………… 手続、期限が法令等に定められているもの
- 県教委の機能維持に不可欠なもの…………… 出納事務など

② 業務自粛の判断視点（県民への感染防止の観点から）

多数の児童生徒や教職員等を集める会議、イベントなど

イ 業務の優先区分

業務の優先区分	内 容
S	【新型インフルエンザ等対策業務】 ・新型インフルエンザ等の発生により新たに生じる又は業務量が増加する業務 ・適宜体制を維持・強化し、必要に応じてB・Cの業務から人員を確保する。
A	【継続業務】 中断することにより県民生活に重大な影響を与えるなど、新型インフルエンザ等発生時において 通常どおり継続する業務（中核業務） ・体制を維持することとし、必要に応じてB・Cの業務から人員を確保する。
B	【縮小・延期業務】 新型インフルエンザ等発生時には、対応段階に応じて、 実施方法の変更や規模縮小、実施延期を行う業務

C	【中断・中止（廃止）業務】 新型インフルエンザ等発生時には 中断・中止（廃止） を行う業務
---	--

（3）対応段階・発生段階ごとの業務継続レベル

発生段階ごとの業務継続レベルは以下のとおりとする。

対応段階	県行動計画における発生段階	県業務の優先区分と実施レベル				
		S	A	B	C	
前段階	未発生期	—	○ 通常どおり	○ 通常どおり	○ 通常どおり	
第一段階	海外発生期	○ 状況に応じて 対応	○	○	△ 状況に応じて 中断	
第二段階	国内発生期 県内未発生期	○	○	△ 状況に応じて 縮小・延期	△ 状況に応じて 中断	警戒 態勢 BCPの実行
	県内発生早期	○	○	△ 順次 縮小・延期	× 原則中断	
第三段階	県内感染期	○	○	× 縮小・延期	× 中断	
第四段階	(回復期)	○	○	△ 順次再開	△ 順次再開	
	小康期	—	○ 通常どおり	○ 通常どおり	○ 通常どおり	

（4）業務継続計画の実行等

① 業務継続計画実行の時期

ア 教育長は、原則として、第二段階に移行後、業務継続体制の構築が必要と認められる場合は、各所属長に対し業務継続計画の実行を通知する。

イ 所属長は、通知に基づき、新型インフルエンザ等対策業務の進捗や所属内の感染状況を勘案し、発生段階別の対応を実行する。

なお、所属長は、通知がない場合であっても、職員の感染又は新型インフルエンザ等対策業務の増加等に対応するため、業務継続計画を実行できるものとする。

ウ 所属長は、業務継続計画の実行後、速やかに実行時期等について、別に定める様式により、教職員課総括課長に報告するものとする。

エ 教育長は、原則として第四段階に至った後、通常の業務実施体制への移行が適当と認められる場合は、所属長に対し業務継続計画の実行終了を通知する。

② 対応段階ごとの主な取組内容

第一段階までに代替職員の指定等、業務の代替実施のための準備を行うとともに、第二段階移行後は警戒態勢を強化し、速やかに業務継続計画を実行できる体制を構築するものとする。

対応段階	県行動計画における発生段階	教職員課	各所属	職員個人
前段階	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 各所属の優先業務の業務量を勘案し、応援体制を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアル整備、研修、教育訓練の実施 業務情報の共有 感染拡大時の業務形態の検討（代替職員の指定） （必要に応じて）アクリル板や消毒薬等の感染防護具の準備 	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）マスク等の感染防護具の準備 新型インフルエンザ等に関する知識取得
第一段階	海外発生期		<ul style="list-style-type: none"> 職員・来庁者への感染防止対策の啓発 海外派遣職員の安否確認（該当所属） 職員（家族）の感染症発生病等への渡航有無の確認 ウェブ会議の活用等、業務実施形態の見直し検討 発生地域への渡航の自粛・延期 職員の健康観察 	
第二段階	国内発生期 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 職員応援の準備（応援体制の確認、職務命令書の作成等） 県行動計画に定める危機対応業務への対応 業務継続計画実行状況の集約 <p>【職員が感染した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）職員応援の実施 感染状況の集約 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の出張の自粛 職員・来庁者への感染防止対策の徹底 業務継続計画の実行（業務の縮小・延期・中止） 業務継続計画実行の報告 業務継続計画実行状況の関係機関等への周知 ウェブ会議の活用等、業務実施形態の見直し実行 <p>【所属職員が感染した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染状況の報告 清掃・消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策の徹底（マスク着用、不要不急の外出の自粛等） <p>【自分又は家族が感染した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関・保健所等の指示に従い療養 （必要に応じて）休暇取得
第三段階	県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> 職員応援の実施 		
第四段階	（回復期）	<ul style="list-style-type: none"> （順次）職員応援体制の縮小 	<ul style="list-style-type: none"> （順次）業務継続計画実施体制の縮小 （順次）出張の再開 	
	小康期	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）各段階に応じて実施した対応の評価・検討 	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）各段階に応じて実施した対応の評価・検討 （必要に応じて）業務継続計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策の励行

※ 所属長は、中止、中断等を行った業務の再開に当たっては、過度な職員負担を招くことのないよう、再開時期（タイミング）による事業効果や児童生徒の教育（学び）の保障の観点から業務優先度を勘案し、真に必要な業務を精査すること。

【別紙1】

新型インフルエンザ（A／H1N1）に対する県立高等学校入学者選抜への対応

1 推薦入学者選抜

検査は、本検査、追検査の2回実施する。

(1) 受検生徒の罹患が判明した場合（罹患が疑われる場合も含む）

【本検査前日の対応】

- ・ 中学校は、高校へ受検生徒の罹患状況を連絡する。
- ・ 罹患している受検生徒は、追検査を受検する。

【本検査当日の対応】

- ・ 中学校は、受検生徒の体調を確認し、罹患が疑われる場合は、受検会場へ連絡する。
- ・ 罹患が疑われる生徒は、追検査を受検する。

(2) 本検査、追検査とも受検することができなかった場合

欠席扱いとし、合否判定の対象としない。

なお、一般入学者選抜への出願は可能。

2 連携型入学者選抜

インフルエンザの罹患又は罹患が疑われることにより欠席した受検生徒は、調査書を選考資料とし合否判定の対象とする。

3 一般入学者選抜及び杜陵（前期）学力検査

検査は、本検査、追検査の2回実施する。

(1) 受検生徒の罹患が判明した場合（罹患が疑われる場合も含む）

県立高等学校入学者選抜実施要綱「Ⅱ 一般入学者選抜」の追検査と同様の対応とする。

(2) 本検査実施に際し全県的に罹患者が多く、外出の禁止等が出された場合

追検査の日程で本検査を1回実施する。（県教育委員会は、前日までに延期を判断）

(3) 本検査に加えて追検査の実施が不可能な場合（強毒性等）

調査書及び自己アピールカードにより合否を判断する。

4 二次募集及び杜陵（後期）の検査

インフルエンザの罹患又は罹患が疑われることにより欠席した受検生徒は、調査書及び一般受検の資料を参考として可否を判定する。

5 受検会場の高校及び監督教員の対応

- ・ 受検会場の高校が学級閉鎖等となった場合でも、学力検査会場として使用する。
- ・ 教職員が罹患し、監督等の業務ができない場合

受検校で対応が可能な場合

⇒ 監督者を減じて実施（2名監督のうち、1名は2教室を担当する等）

一定数以上の教職員の罹患により受検校のみでは対応が困難な場合

⇒ 検査日の前日までに状況を判断し、必要最小限の人数で近隣の学校へ応援を依頼する。

6 受検を実施するにあたっての留意事項

受検する生徒及び監督する教職員に対し、マスク着用を義務づける。

【別紙2】 修学旅行における新型インフルエンザの対応について(基本的な考え方)

区分	修学旅行の実施判断			感染防止策
	1 児童生徒本人が発症した場合	2 児童生徒の家族が発症した場合	3 学級閉鎖した場合	
1週間前～出発まで	発症した児童生徒は出席停止とするとともに、発症した日を考慮し、受診した主治医の意見を踏まえ、参加の可否を決定する。	児童生徒の参加は原則可とする。 ただし、判断に迷う場合には、家族が受診した主治医の意見を踏まえ、当該児童生徒の参加の可否を決定する。	学級閉鎖を実施している場合は、次の選択肢を参考にしながら学校医等の意見も踏まえ、学校の状況に応じて決定する。 1 当該学級の日程変更(延期)等 2 学年全体の日程変更(延期)等 3 発症した児童生徒以外の実施	1 児童生徒の健康観察を徹底する。 2 児童生徒の消毒薬等による手洗い、うがい、咳エチケットを励行する。 3 体調不良の児童生徒、発熱症状やインフルエンザ様症状のある児童生徒については、参加をしないよう呼びかける。
旅行中	発症した児童生徒の旅行の継続を取り止める。	濃厚接触者については、旅行中の発熱など健康状態の変化に留意し、症状が出たときには旅行先の医療機関を受診できるように保険証を持参するなど事前に準備をしていく。	複数の児童生徒が発症した場合には、旅行先の保健所や医療機関等と相談の上、修学旅行の継続について検討する。	

【参考】 旅行代理店における一般的なキャンセル料

<ul style="list-style-type: none"> ・3週間前までのキャンセル 企画料金 ・3週間未満～8日前まで 旅行代金の20% ・7日前～2日前まで 旅行代金の30% ・出発の前日 旅行代金の40% ・出発当日 旅行代金の50% ・旅行開始後 旅行代金の100% 	<p>【補足】</p> <p>1 キャンセル料は旅行代理店によって設定が異なります。</p> <p>2 修学旅行の日程変更(延期)する場合、同一行程(旅行先、宿泊ホテルが同じ等)である場合はキャンセル料(新幹線、飛行機代等交通費除く)が発生しない場合もありますので、事前に十分に旅行代理店と協議してください。</p> <p>3 修学旅行中に児童生徒がインフルエンザを発症した場合、現地に迎えに行った保護者の交通費(現地からの帰宅分)や保護者の現地での滞在費等が保険で補償される場合もありますので、旅行代理店に確認してください。</p> <p>4 旅行代理店で加入する学校保険は、一人当たり約55円程度の保険料と思われませんが、詳細は旅行代理店に確認してください。</p>
---	---

各県立学校長 様

スポーツ健康課総括課長

新型インフルエンザ（A/H1N1）にかかる今後のサーベイランス体制についてこのことについて、別添（写）のとおり県保健福祉部長より依頼がありました。

については、「**学校における集団発生報告実施要領**」により速やかに対応されるようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザの外来医療体制については、別添 1 のとおり変更されておりますので、確認のうえ併せて対応されるようお願いいたします。

また、**夏季休業後の児童生徒等の健康観察及び手洗い・うがい・咳エチケット等予防対策**について徹底するようお願いいたします。

記

1 「学校における集団発生報告実施要領」について

以下の（1）～（4）の条件のいずれかに該当した場合、**速やかに所管する保健所に連絡すること**。（詳細は要領を参照）同様に**スポーツ健康課（TEL：019-629-6193、FAX：019-629-6199）に報告**すること。スポーツ健康課に報告する際は、（1）～（3）の条件に該当する場合は、**様式 1 「新型インフルエンザ集団発生疑い報告書**」を使用し、（4）に該当する場合は、**様式 2 「新型インフルエンザ様疾患発生報告書**」を使用すること。

- | |
|---|
| <p>（1） 同じ学校内にインフルエンザ（A型）による欠席者数が1名以上いる場合</p> <p>（2） 同じクラス内に発熱や咳などインフルエンザ様症状による欠席者または早退者（職員を含む）が7日以内に2名以上いる場合（簡易迅速検査でB型の場合は除く。）</p> <p>（3） 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合（簡易迅速検査でB型の場合は除く。）</p> <p>（4） 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等臨時休業の措置が行われた場合</p> |
|---|

※ 平成 2 1 年 5 月 2 0 日付教第 1 2 1 号「新型インフルエンザのサーベイランスの強化」及び平成 2 1 年 5 月 2 8 日付教第 1 3 1 号「新型インフルエンザのサーベイランスの強化に係る「学校における集団発生報告」実施要領について」は廃止されるもの。

2 新型インフルエンザの外来医療体制について（別添 1）

- （1）平成 2 1 年 8 月 1 7 日（月）から**インフルエンザ様症状のある場合は、あらかじめ、かかりつけ医等の医療機関に電話・FAXで受診が可能かなど相談のうえ、その指示に従って受診**すること。
- （2）各**保健所に設置**していた「発熱相談センター」は平成 2 1 年 8 月 1 7 日（月）から休止となり、今後は「**新型インフルエンザ相談窓口**」として**新型インフルエンザ全般に対する問合せに対応**すること。

【担 当】

施設・学校健康担当	中下
TEL	019-629-6193
FAX	019-629-6199

盛岡市立高等学校長 様

岩手県教育委員会事務局

スポーツ健康課総括課長

新型インフルエンザ（A/H1N1）にかかる今後のサーベイランス体制について
このことについて、別添（写）のとおり岩手県保健福祉部長より依頼がありました。

つきましては、「**学校における集団発生報告実施要領**」により速やかに対応されるようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザの外来医療体制については、別添 1 のとおり変更されておりますので、確認のうえ併せて対応されるようお願いいたします。

また、**夏季休業後の児童生徒等の健康観察及び手洗い・うがい・咳エチケット等予防対策**について徹底するようお願いいたします。

記

1 「学校における集団発生報告実施要領」について

以下の（1）～（4）の条件のいずれかに該当した場合、**速やかに所管する保健所に連絡すること**。
（詳細は要領を参照）同様に**スポーツ健康課（TEL：019-629-6193、FAX：019-629-6199）に報告**すること。
スポーツ健康課に報告する際は、（1）～（3）の条件に該当する場合は、**様式 1 「新型インフルエンザ集団発生疑い報告書**」を使用し、（4）に該当する場合は、**様式 2 「新型インフルエンザ様疾患発生報告書**」を使用すること。

- | |
|---|
| <p>（1） 同じ学校内にインフルエンザ（A型）による欠席者数が1名以上いる場合</p> <p>（2） 同じクラス内に発熱や咳などインフルエンザ様症状による欠席者または早退者（職員を含む）が7日以内に2名以上いる場合（簡易迅速検査でB型の場合は除く。）</p> <p>（3） 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合（簡易迅速検査でB型の場合は除く。）</p> <p>（4） 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等臨時休業の措置が行われた場合</p> |
|---|

（ア）平成 2 1 年 5 月 2 0 日付教ス第 1 2 1 号「新型インフルエンザのサーベイランスの強化」及び平成 2 1 年 5 月 2 8 日付教ス第 1 3 1 号「新型インフルエンザのサーベイランスの強化に係る「学校における集団発生報告」実施要領について」は廃止されるもの。

2 新型インフルエンザの外来医療体制について（別添 1）

- （1）平成 2 1 年 8 月 1 7 日（月）から**インフルエンザ様症状のある場合は、あらかじめ、かかりつけ医療等の医療機関に電話・FAXで受診が可能かなど相談のうえ、その指示に従って受診**すること。
- （2）**各保健所に設置**していた「発熱相談センター」は平成 2 1 年 8 月 1 7 日（月）から休止となり、今後は「**新型インフルエンザ相談窓口**」として新型インフルエンザ全般に対する問合せに対応すること。

【担 当】

施設・学校健康担当 中下

T E L 019-629-6193

F A X 019-629-6199

各教育事務所長 様

スポーツ健康課総括課長

新型インフルエンザ（A/H1N1）にかかる今後のサーベイランス体制について

このことについて、別添（写）のとおり県保健福祉部長より依頼がありました。

については、別添(写)のとおり市町村教育委員会教育長あて通知しましたので、お知らせします。

なお、管内市町村教育委員会から報告された様式1「新型インフルエンザ集団発生疑い報告書」または様式2「新型インフルエンザ様疾患発生報告書」については、速やかにスポーツ健康課あて送付願います。

記

- 1 様式1「新型インフルエンザ集団発生疑い報告書」または様式2「新型インフルエンザ様疾患発生報告書」について

スポーツ健康課に報告書を送付（FAX：019-629-6199）する際は、電話にて一報願います。

【担 当】

施設・学校健康担当 中下

T E L 019-629-6193

F A X 019-629-6199

各市町村教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会事務局

スポーツ健康課総括課長

新型インフルエンザ（A/H1N1）にかかる今後のサーベイランス体制について
このことについて、別添（写）のとおり岩手県保健福祉部長より依頼がありました。

つきましては、「**学校における集団発生報告実施要領**」により対応されるよう貴管内幼稚園・小・中学校に周知願います。

なお、新型インフルエンザの外来医療体制については、別添1のとおり変更されておりますので併せて周知願います。

また、**夏季休業後の児童生徒等の健康観察及び手洗い・うがい・咳エチケット等予防対策**について徹底するよう貴管内幼稚園・小・中学校に御指導願います。

記

1 「学校における集団発生報告実施要領」について

各学校は、以下の（1）～（4）の条件のいずれかに該当した場合、**速やかに所管する保健所に連絡**すること。（詳細は要領を参照）

各学校は、**同様に市町村教育委員会に報告**することとし、このことを受け、**市町村教育委員会は、所轄の教育事務所に報告**すること。報告については、（1）～（3）の条件に該当する場合は、**様式1「新型インフルエンザ集団発生疑い報告書**」を使用し、（4）に該当する場合は、**様式2「新型インフルエンザ様疾患発生報告書**」を使用すること。

- | |
|---|
| <p>（1） 同じ学校内にインフルエンザ（A型）による欠席者数が1名以上いる場合</p> <p>（2） 同じクラス内に発熱や咳などインフルエンザ様症状による欠席者または早退者（職員を含む）が7日以内に2名以上いる場合（簡易迅速検査でB型の場合は除く。）</p> <p>（3） 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合（簡易迅速検査でB型の場合は除く。）</p> <p>（4） 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等臨時休業の措置が行われた場合</p> |
|---|

（ア）平成21年5月20日付教ス第121号「新型インフルエンザのサーベイランスの強化」及び平成21年5月28日付教ス第131号「新型インフルエンザのサーベイランスの強化に係る「学校における集団発生報告」実施要領について」は廃止されるもの。

2 新型インフルエンザの外来医療体制について（別添1）

- （1）平成21年8月17日（月）から**インフルエンザ様症状のある場合は、あらかじめ、かかりつけ医等の医療機関に電話・FAXで受診が可能かなど相談のうえ、その指示に従って受診**すること。
- （2）各保健所に設置していた「発熱相談センター」は平成21年8月17日（月）から休止となり、今後は「**新型インフルエンザ相談窓口**」として**新型インフルエンザ全般に対する問合せに対応**すること。

【担 当】

施設・学校健康担当	中下
TEL	019-629-6193
FAX	019-629-6199

新型インフルエンザ集団発生疑い報告書（第 報）

御中

(ふりがな) 学校名				(ふりがな) 学校長氏名	
所在地		TEL (担当者名)			
学年	在籍数 (a)	(a)のうち インフルエンザ (A型)による欠 席者数 (b)	(a)のうち インフルエンザ 様症状による欠 席者または早退 者(c)	欠席率 (b+c)/(a) (d)	兄弟姉妹がインフルエンザ様症状により欠席または早退した場合など (状況を記入)
1	人	人	人	%	
2	人	人	人	%	
3	人	人	人	%	
4	人	人	人	%	
5	人	人	人	%	
6	人	人	人	%	
計	人	人	人	%	
インフルエンザ様疾患による入院者（重症者）		_____学年_____人		症状	
その他 特記事項		○インフルエンザウイルスの型 A型 不明			

インフルエンザ様疾患発生報告書 (新規、変更)

御中

(ふりがな) 学校名		(ふりがな) 学校長氏名				
所在地		TEL (担当者名)				
措 置 内 容 中	<input type="checkbox"/> 学校閉鎖	月 日 (校時) ~ 月 日 まで				
	<input type="checkbox"/> 学年閉鎖	学年 月 日 (校時) ~ 月 日 まで				
		学年 月 日 (校時) ~ 月 日 まで				
		学年 月 日 (校時) ~ 月 日 まで				
	<input type="checkbox"/> 学級閉鎖 ()学年 ()学級	在籍数	(A)のうち インフルエンザ様疾患 罹患者数 (B)	(B)のうち 欠席者数 (C)		
		(A)	(B)	(C)		
年 組 月 日 (校時) ~ 月 日まで						
年 組 月 日 (校時) ~ 月 日まで						
年 組 月 日 (校時) ~ 月 日まで						
学 年	在籍数 (A)	(A)のうち インフルエンザ様疾患 罹患者数 (B)	(B)のうち 欠席者数 (C)	主な症状(該当部分に○印)		
1				熱(°C)、頭痛、腹痛、咳、咽頭痛、鼻水、その他()		
2				熱(°C)、頭痛、腹痛、咳、咽頭痛、鼻水、その他()		
3				熱(°C)、頭痛、腹痛、咳、咽頭痛、鼻水、その他()		
4				熱(°C)、頭痛、腹痛、咳、咽頭痛、鼻水、その他()		
5				熱(°C)、頭痛、腹痛、咳、咽頭痛、鼻水、その他()		
6				熱(°C)、頭痛、腹痛、咳、咽頭痛、鼻水、その他()		
計						
インフルエンザ様疾患による入院者(重症者)		_____学年____人 入院時期 日~ 日(予定)		症状(具体的に記入のこと)		
その他特記事項		○罹患者数は、増加・減少 傾向 (該当部分に○印) ○インフルエンザウイルスの型 A型 B型 不明 ○発症10日以内の海外渡航者 本人()人 家族()人				

注1 新たな閉鎖等の措置を行った場合、または措置の内容の変更(措置期間の変更を含む)を行った場合に報告願います。(措置継続中の場合は報告を要しない。)

2 学年・学級閉鎖の場合も、学校全体の状況を記入すること。

3 特別支援学級在籍者についても、各学年の人数に含めてください。

4 保護者からインフルエンザウイルスの型(A型、B型)の情報が得られたときは、「その他」の欄にその旨記載願います。

5 「発症10日以内の海外渡航者」については、確認できる範囲で記入願います。

教 　 　 　 第 　 7 　 号
平成 2 3 年 4 月 5 日

各市町村教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会事務局
スポーツ健康課総括課長

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る季節性インフルエンザ対策への移行について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり文部科学省高等教育局私学部私学行政課、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から通知がありました。

つきましては、特に下記の点に留意するなど、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 これまで、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」は、学校保健安全法施行規則第18条第2項の「新型インフルエンザ感染症」として、第一種の感染症とみなしていたが、4月1日以降、第二種の感染症である「インフルエンザ」となること。このため、出席停止の期間について、「治癒するまで」から「解熱した後二日を経過するまで」となること。
- 2 学校の設置者は、児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を行った場合は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第18条及び学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第5条の規定に基づき、引き続き速やかに保健所に連絡すること。

【担 当】

施設・学校健康担当 入駒

T E L 019-629-6193

F A X 019-629-6199

各市町村教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会事務局
スポーツ健康課総括課長

「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行」に伴う「新型インフルエンザに関する基準」の廃止について(通知)

このことについては、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について」（平成23年4月5日付教ス第7号）により、これまでの「新型インフルエンザ」が「季節性インフルエンザ」と同じ扱いになる旨を通知したところですが、これにより「新型インフルエンザに関する基準」（平成21年9月9日付教ス第312号）を廃止しますので、学校の設置者又は校長が、臨時休業の措置を行う場合は、発生状況等「判断上の観点」を踏まえ、学校医や保健所と相談し、決定してください。

なお、平成23年4月22日付教ス第45号については、本通知により取り扱い願います。

【臨時休業措置の判断上の観点】

発生人数や発生状況

接触者の人数や状況

他の学級や学年の児童生徒の健康状態

地域での発生状況

基礎疾患（慢性呼吸器疾患、慢性心疾患等）の有無及び該当児童生徒の健康状態

【参考】学校保健安全法

（出席停止）第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【担 当】

施設・学校健康担当 入駒

TEL 019-629-6193

FAX 019-629-6199

教 ス 第 7 9 号
教 学 第 2 5 6 号
平 成 2 5 年 5 月 9 日

各市町村教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会教育長

海外修学旅行の安全確保について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり文部科学省初等中等教育局国際教育課から通知がありました。

つきましては、貴管内の学校において海外修学旅行を実施する予定がある場合には、今般の海外情勢(中国における鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルスのヒト感染例)を踏まえ、以下のホームページなどから最新の情報を入手する等、安全確保に細心の注意を払うよう、貴管内各学校に対して周知徹底くださるようお願いいたします。

記

○関連情報ホームページ

(外務省 海外安全ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp>

(厚生労働省検疫所ホームページ)

<http://www.forth.go.jp/index.html>

【担 当】

スポーツ健康課 施設・学校健康担当

T E L 019-629-6193

学校教育室 義務教育担当・特別支援教育担当

T E L 019-629-6139

教 ス 第 8 1 号
平成 25 年 5 月 9 日

各市町村教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会事務局
スポーツ健康課総括課長

鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令に伴う学校保健安全法における
取扱いについて(通知)

このことについて、別添(写)のとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から通知がありました。

つきましては、これに伴う学校保健安全法における取扱いは下記のとおりですので、十分に理解のうえ、適切な対応をお願いします。

記

- 1 学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、鳥インフルエンザ(H7N9)が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる(出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる)。

【担 当】

施設・学校健康担当	入駒
TEL	019-629-6193
FAX	019-629-6199



保衛第 546 号
平成 21 年 7 月 24 日

教育長 様

保健福祉部長

新型インフルエンザ（A/H1N1）にかかる今後のサーベイランス体制について

標記について、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）にかかる今後のサーベイランス体制について」が別添のとおり本日通知され、所要の法改正も本日付で施行されたことから、サーベイランスを従来の「全数報告」から「クラスター（集団発生）サーベイランス」に切り替えて実施することとなりました。

これに伴い、本県では下記 1 の実施期間について、学校及び保育所に関しては別紙実施要領のとおり、それ以外は当該国事務連絡に基づき対応することとしましたので、趣旨をご理解いただき、円滑な実施についてご協力をお願いします。

また、貴管下の関係機関に対して周知し、所管保健所と連携を図られるよう、よろしくをお願いします。

なお、平成 21 年 5 月 19 日保衛第 260 号保健福祉部長通知「新型インフルエンザのサーベイランスの強化について」及び平成 21 年 5 月 26 日保健衛生課事務連絡「新型インフルエンザのサーベイランスの強化に係る「学校における集団発生報告」実施要領について」は廃止します。

おって、下記 2 の団体等については別途通知していることを申し添えます。

記

1 実施期間

(1) 運用開始

平成 21 年 7 月 24 日

(2) 運用終了

新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザの感染が相当程度拡大するまで（別途通知する）

2 通知先

各保健所、岩手県環境保健研究センター、各市町村、
岩手県総務部総務室（私立学校等）、
岩手県保健福祉部保健福祉企画室（社会福祉施設等）、
各大学等設置者、社団法人岩手県医師会、岩手県医療局

担当：感染症薬務担当（感染症） 小野
電話：019-629-5492 FAX：019-629-5474



学校における集団発生報告実施要領

- 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、各種学校等（以下「学校」という。）の設置者は、以下の(1)～(4)の条件のいずれかに該当した場合、速やかに所管する保健所に連絡する。

(1) 同じ学校内にインフルエンザ（A型）による欠席者数が1名以上いる場合

- ・ 既に医療機関を受診して、A型のインフルエンザと診断された者（職員を含む）が校内に1名以上いる場合、保健所に連絡する。

(2) 同じクラス内に発熱や咳などのインフルエンザ様症状による欠席者または早退者（職員を含む）が7日以内に2名以上いる場合

- ・ 「インフルエンザ様症状」とは次のとおりとする。
(簡易迅速検査でB型の場合は除く。)
- ・ 「インフルエンザ様症状」は学校側で判断してください。

38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

(3) 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合

- ・ インフルエンザ患者または疑われる者について学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止が行われた場合、保健所に連絡します。（簡易迅速検査でB型の場合は除く。）
- ・ 保健所は、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）において7日以内に2名以上の出席停止者が発生していないか確認する。

(4) 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合

- ・ 学校保健安全法第 20 条の規定による臨時休業の措置が行われた場合、従来から実施している FAX による報告の他、まず最初に保健所へ電話で連絡すること。

※ 従来、幼稚園、小学校、中学校において、「兄弟姉妹がインフルエンザ様症状により欠席または早退した場合などは保健所へ連絡すること」としていましたが、今回のサーベイランス方法の切り替えに伴い、この項目は上記(1)～(4)を補足する参考事項とし、このことのみによる保健所への連絡は不要とします。

※ また、従来、保健所が必要と判断した場合は、インフルエンザ様症状を示す児童生徒数を毎日報告するよう要請することとしていましたが、今回のサーベイランス方法の切り替えに伴い、これを廃止します。

但し、学校における集団発生を探知するために有効な方法であり、参考事項として保健所が聴取することもありますので、記録することを推奨します。

2 連絡を受けた保健所は、迅速に以下の対策を講じる。

(1) 診断状況の確認

学校の設置者に対し、患者（疑い者）が、臨床症状及び簡易迅速検査の結果（A型陽性）等を踏まえ、医師によりインフルエンザと診断されたことを確認する。

(2) PCRによる確認検査

得られた情報から現状の評価を行い、簡易迅速検査結果を確認した日からさかのぼって7日以内に、同一集団に属する者に対し、新型 A/H1N1 インフルエンザウイルスか季節性インフルエンザウイルスかの PCR による確認検査が実施されていない場合、A型インフルエンザウイルス陽性患者の内1名から検体を採取し、環境保健研究センターで検査が実施できるよう調整を行い、新型 A/H1N1 インフルエンザウイルスの有無を確認する。

（※その学校区などの地域ですでに新型インフルエンザの流行が数校で確認されている場合、サーベイランス目的を除いて、診断のための検査は必ずしも必要ない。また、1ヶ月以内に、その学校区などで PCR 検査が行われていない場合には、検査を行う。）

(3) 患者の周囲の状況確認

学校の設置者に対し、患者の周囲におけるインフルエンザ様症状を呈する者の有無の確認を要請する。

3 PCR 検査等により新型インフルエンザと確定した場合、保健所は必要に応じ以下の対策を講じる。

(1) 積極的疫学調査及び公衆衛生対策を実施する。

(2) 学校の設置者に対し、検査や調査の結果を連絡する。

(3) 学校の設置者から臨時休業の相談に応じる。

学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

学校の設置者

<目的> 地域における新型インフルエンザの発生を早期に探知すること

学校の設置者は、学校保健安全法第18条及び学校保健安全法施行令第5条の規定に基づき、以下のいずれかの基準を満たす場合、保健所に連絡する。

- ① 同じ学校内にインフルエンザ(A型)による欠席者数が1名以上いる場合
- ② 同じクラス内に発熱や咳などのインフルエンザ様症状(※1)による欠席者または早退者(職員を含む)が7日以内に2名以上いる場合
- ③ 出席停止(インフルエンザ患者・疑われる者)が行われた場合
※保健所は、同一集団(原則として同一学級又は部活動単位等)において7日以内に2名以上の出席停止者が発生していないか確認する。(簡易迅速検査でB型が確定された場合は除外する)
- ④ 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合

迅速な連絡

保健所は、上記①～④の場合、迅速に初期から情報伝達がなされるよう、あらかじめ学校の設置者及び校長と十分に連携し、体制を整えておく。
(※1)38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：
ア)鼻汁もしくは鼻閉 イ)咽頭痛 ウ)咳

保健所

保健所は、学校の設置者から連絡を受けた場合、迅速に以下の対策を講じる。

- ア 患者(疑い者)が、医師の診断によりインフルエンザと診断されたことを確認する。
- イ 得られた情報から現状の評価を行い、同一集団に属する者に対する確認検査(PCR検査)の必要性を判断し、必要な場合には検査を実施する。
- ウ 学校の設置者に対し、患者周囲のインフルエンザ様症状を呈する者について状況確認を要請する。

迅速な連絡

新型インフルエンザ確定(PCR検査で陽性)、集団的発生のおそれがある場合に該当

保健所は、PCR検査にて新型インフルエンザと確定し、集団的発生のおそれがある場合に該当すると判断した場合、必要に応じ以下の対策を講じる。

- エ 積極的疫学調査及び公衆衛生対策を実施する。
- オ 学校の設置者に対し、検査や調査の結果を連絡する。
- カ 学校の設置者から臨時休業の相談に応じる。
- キ 感染症法施行規則第3条第3号の規定により、当該患者を診断した医師に対して連絡するとともに、必要に応じて、周囲の医療機関に対し、管内で集団発生が生じていることを周知する。

学校の設置者

保育園における集団発生報告実施要領

1 保育園の施設長等は、以下の(1)～(3)の条件のいずれかに該当した場合、速やかに所管する保健所に連絡する。

(1) **同じ保育園内にインフルエンザ（A型）による欠席者数が1名以上いる場合**

- ・ 既に医療機関を受診して、A型のインフルエンザと診断された者（職員を含む）が園内に1名以上いる場合、保健所に連絡する。

(2) **同じクラス内に発熱や咳などのインフルエンザ様症状による欠席者または早退者（職員を含む）が7日以内に2名以上いる場合**

- ・ 「インフルエンザ様症状」とは次のとおりとする。
(簡易迅速検査でB型の場合は除く。)
- ・ 「インフルエンザ様症状」は保育園側で判断してください。

38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：

- ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

(3) **休園等、臨時休業の措置が行われた場合**

- ・ 臨時休業の措置が行われた場合、保健所へ電話で連絡してください。

※ また、従来、保健所が必要と判断した場合は、インフルエンザ様症状を示す園児数を毎日報告するよう要請することとしていましたが、今回のサーベイランス方法の切り替えに伴い、これを廃止します。

但し、保育園における集団発生を探知するために有効な方法であり、参考事項として保健所が聴取することもありますので、記録することを推奨します。

2 連絡を受けた保健所は、迅速に以下の対策を講じる。

(1) **診断状況の確認**

保育園の施設長等に対し、患者（疑い者）が、臨床症状及び簡易迅速検査の結果（A型陽性）等を踏まえ、医師によりインフルエンザと診断されたことを確認する。

(2) PCRによる確認検査

得られた情報から現状の評価を行い、簡易迅速検査結果を確認した日からさかのぼって7日以内に、同一集団に属する者に対し、新型 A/H1N1 インフルエンザウイルスか季節性インフルエンザウイルスかの PCR による確認検査が実施されていない場合、A型インフルエンザウイルス陽性患者の内1名から検体を採取し、県環境保健研究センターで検査が実施できるよう調整を行い、新型 A/H1N1 インフルエンザウイルスの有無を確認する。

(3) 患者の周囲の状況確認

保育園の施設長等に対し、患者の周囲におけるインフルエンザ様症状を呈する者の有無の確認を要請する。

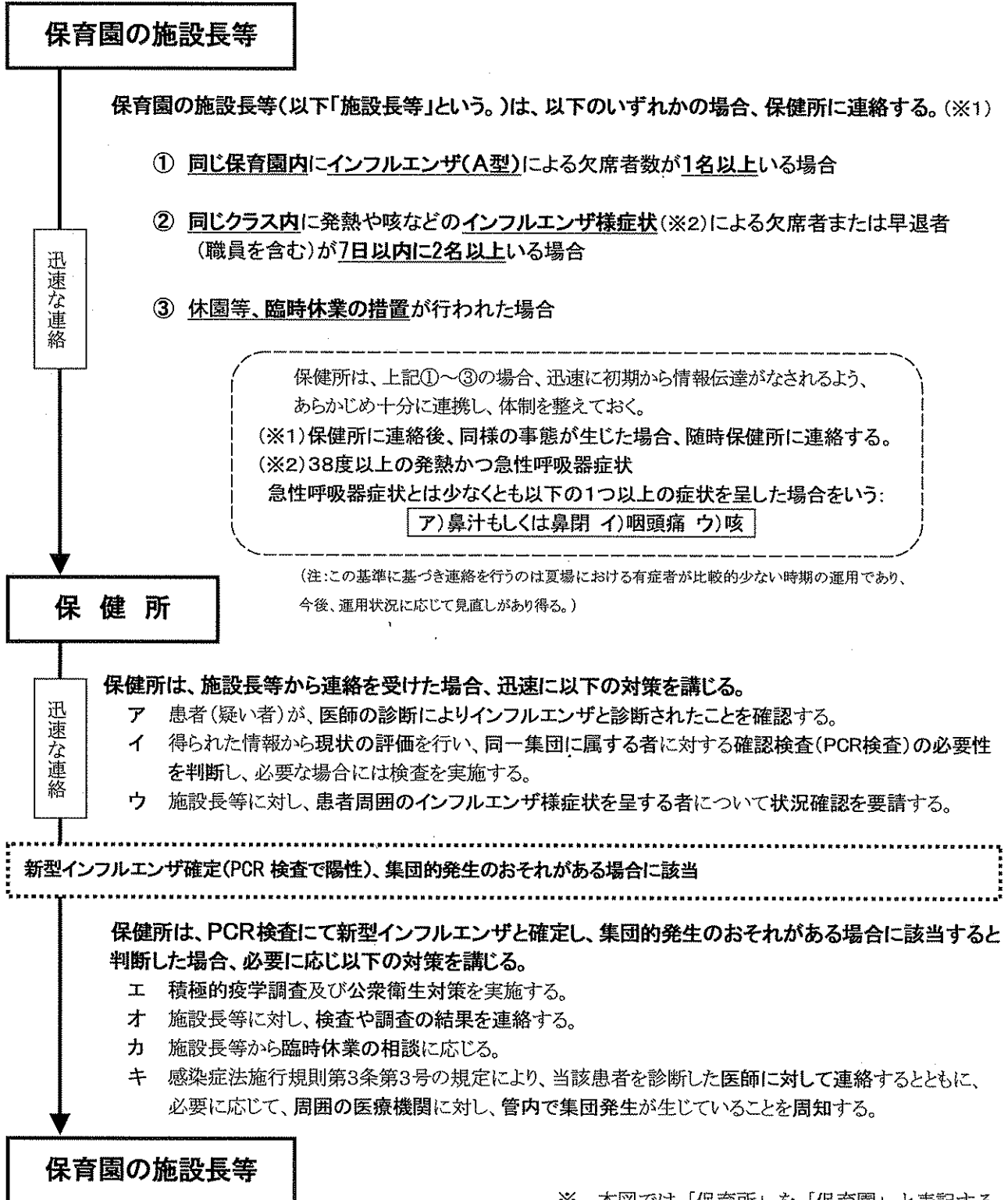
3 PCR 検査等により新型インフルエンザと確定した場合、保健所は必要に応じ以下の対策を講じる。

- (1) 積極的疫学調査及び公衆衛生対策を実施する。
- (2) 保育園の施設長等に対し、検査や調査の結果を連絡する。
- (3) 保育園の施設長等から臨時休業の相談に応じる。

※ 本要領では「保育所」を「保育園」と表記する。

保育園における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

<目的> 保育園での新型インフルエンザの発生を早期に探知すること



※ 本図では「保育所」を「保育園」と表記する。

県内保健所一覧（盛岡市保健所を含む）

保健所名	電話番号	F A X	所管地域
岩手県県央保健所	019-629-6573	019-629-6594	八幡平市、岩手郡、紫波郡
岩手県花巻保健所	0198-22-2331	0198-24-9240	花巻市、遠野市
岩手県北上保健所	0197-65-2735	0197-65-2496	北上市、西和賀町
岩手県奥州保健所	0197-22-2861	0197-25-4106	奥州市、金ヶ崎町
岩手県一関保健所	0191-26-1415	0191-26-3565	一関市、平泉町、藤沢町
岩手県大船渡保健所	0192-27-9913	0192-27-4197	大船渡市、陸前高田市、住田町
岩手県釜石保健所	0193-25-2702	0193-25-2294	釜石市、大槌町
岩手県宮古保健所	0193-64-2218	0193-63-7014	宮古市、下閉伊郡（普代村除く）
岩手県久慈保健所	0194-53-4987	0194-52-3919	久慈市、普代村、洋野町、野田村
岩手県二戸保健所	0195-23-9206	0195-23-6432	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
盛岡市保健所	019-603-8308	019-654-5665	盛岡市

事務連絡
平成21年7月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について

新型インフルエンザにかかるサーベイランス体制については、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」及び平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について」等においてお示しし、貴管内の関係機関への周知とその着実な実施をお願いしてきたところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の一部が改正され、平成21年7月22日健感発第0722002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の把握についてお示したほか、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生に係る情報をより迅速に共有するために、暫定的なサーベイランスシステムであるiNESIDを構築し、運用を開始することとなったところ、新型インフルエンザに係る今後のサーベイランス体制を下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、本事務連絡は、平成21年6月25日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」について、その内容を補足の上、改正するものであり、平成21年7月24日より適用することとする。また、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について」は、同年7月23日をもって廃止することとする。

記

第1 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制については、次に掲げるとおり、実施することとする。

- 1 感染拡大の早期探知のためのサーベイランス
 - (1) クラスタ（集団発生）サーベイランス（別添1）
 - (2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添2）
- 2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス
 - (1) ウイルスサーベイランス（別添3）
 - (2) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）
- 3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス
 - (1) インフルエンザサーベイランス（別添5）

第2 本事務連絡においては、第2に掲げるサーベイランスにおいて、感染症サーベイランスシステム（NESID）等により、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、感染の急激な拡大や重症化、病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合があることから、円滑な対応を図るため、次に掲げる事象を把握した都道府県、保健所設置市又は特別区の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。なお、当該連絡を受けた場合、最初の数例については、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

- (1) インフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生について、50人を超える規模のものを把握した場合
 - (2) 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
 - (3) 社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
 - (4) 新型インフルエンザ（A/H1N1）の入院患者が、入院中に人工呼吸器を使用したこと、急性脳症を発症していること又は集中治療室に入室していることを把握した場合
 - (5) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合
 - (6) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合
 - (7) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合
- 2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。

第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいうものとする。

クラスター（集団発生）サーベイランス**第 1 目的**

新型インフルエンザ（A/H1N1）について、放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を早期に把握する。

第 2 実施の概要**1 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の端緒の把握**

- (1) 保健所は、医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長等からの連絡により、同一の集団（学校、学習塾、社会福祉施設、医療施設、職場等）において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団的な発生が疑われる事例を把握する。

ア 医師からの連絡

医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、当該患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡する。

（参照）

- ・ 平成 21 年 7 月 22 日健感発 0722 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」

イ 学校の設置者からの連絡

学校の設置者は、インフルエンザに感染し、若しくはその疑いがある者に対し出席停止が行われた場合又は臨時休業の措置が行われた場合、保健所に連絡する。また、それ以外の場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で 7 日以内にインフルエンザ様症状による 2 名以上の欠席者（教職員を含む。）が発生した場合、迅速に、保健所に対して情報伝達を行う（別紙 1 参照）。

（参照）

- ・ 平成 21 年 6 月 26 日文部科学省高等教育局教育企画課長事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第 9 報）」
- ・ 平成 21 年 6 月 26 日文部科学省高等教育局私学部私学行政課/スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第 8 報）」

ウ 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が、医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する（別紙2参照）。

（参照）

- ・ 平成21年6月30日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

- (2) 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行うとともに、地方衛生研究所にPCR検査の実施を依頼し、(1)で把握した集団発生が新型インフルエンザ（A/H1N1）によるものであるかどうかを把握する。

2 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の規模の特定

都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく医師の届出により、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が確認された施設に属する患者の発生数等の情報を把握する。

第3 厚生労働省に対する報告について

1 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生に係る情報の報告

都道府県等は、当分の間、法第12条の規定に基づく医師からの届出を、国に対し、FAX等により、直ちに報告することとする。

2 その他クラスターサーベイランスの実施状況に係る情報の報告

- (1) 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。

ア 第2の1の(1)で把握したインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報

イ 第2の2で把握した新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生に係る情報

ウ 都道府県等において臨時休業の要請を行い、実際に臨時休業した施設数

- (2) (1)の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

- 1 新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大するまでの間、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。
- 2 なお、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後、感染拡大の早期探知のための集団発生の把握は中止するが、各自治体において、ウイルスの感染性や病原性の変化を把握するため、一部の集団発生について疫学調査や確認検査を行うことは差し支えない。

第5 その他

- 1 第2の1の(1)の検査の結果、新型インフルエンザ（A/H1N1）が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。
- 2 第2の1の(1)で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

<目的> 地域における新型インフルエンザの発生を早期に探知すること

学校の設置者

保健所は、学校保健安全法第18条及び学校保健安全法施行令第5条の規定に基づき、学校の設置者から、以下のいずれかの基準を満たす場合に連絡を受ける。

迅速な連絡

① 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合。

② 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合。

※ ①については、保健所は、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）において7日以内に2名以上の出席停止者が発生していないか確認する。（簡易迅速検査でB型が確定された場合は除外する）

また、保健所は、出席停止が行われたとき、又は、出席停止が行われなかった場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で、7日以内にインフルエンザ様症状（※）による2名以上の欠席者（教職員を含む）が発生した場合、迅速に初期から情報伝達が行なわれるよう、あらかじめ学校の設置者及び校長と十分に連携し、体制を整えておくこととする。

※ 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：

ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

保健所

保健所は、学校の設置者から連絡を受けた場合、迅速に以下の対策を講じる。

迅速な対応

ア. 学校の設置者に対し、患者（疑い者）が、医師の診断により臨床症状及び簡易迅速検査の結果（A型陽性）等を踏まえ、インフルエンザと診断されたことを確認する。

イ. 得られた情報から現状の評価を行い、簡易迅速検査結果を確認した日からさかのぼって7日以内に、同一集団に属する者に対し、A/H1N1インフルエンザウイルスか季節性インフルエンザウイルスかの確認検査（PCR検査等）が実施されていない場合、A型インフルエンザウイルス陽性患者の内1名から検体を採取し、地方衛生研究所で検査が実施できるよう調整を行い、新型A/H1N1インフルエンザウイルスの有無を確認すること。

（※その学校区などの地域ですでに新型インフルエンザの流行が数校で確認されている場合、サーベイランス目的を除いて、診断のための検査は必ずしも必要ない。また、1ヶ月以内に、その学校区などでPCR検査が行われていない場合には、検査を行う。）

ウ. 学校の設置者に対し、患者の周囲においてはインフルエンザ様症状を呈する者の有無の確認を要請する。

新型インフルエンザ確定（PCR検査等で陽性）

保健所は、PCR検査等にて新型インフルエンザと確定した場合、必要に応じ以下の対策を講じる。

エ. 積極的疫学調査及び公衆衛生対策を実施する。

オ. 学校の設置者に対し、検査や調査の結果を連絡する。

カ. 学校の設置者から臨時休業の相談に応じる。

学校の設置者

社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

＜目的＞社会福祉施設等での新型インフルエンザの発生を早期に探知するとともに、ハイリスク者へ感染が伝播することを防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状(※1)を有する者の発生後 7 日以内に、その者を含め2名以上が次の条件を満たす場合は、保健所に連絡する。(※2)

迅速な連絡

○インフルエンザ様症状を有する者について、医師(嘱託医や主治医等)が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること。(※3)

※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

・ ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。

・ 急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：

ア)鼻汁もしくは鼻閉 イ)咽頭痛 ウ)咳

※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。

※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

(注:この基準に基づき連絡を行うのは夏場における有症者が比較的少ない時期の運用であり、今後、運用状況に応じて見直しがあり得るものである。)

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、迅速に以下の対策を講じる。

ア. 得られた情報から現状の評価を行い、当該施設において、簡易迅速検査結果を確認した日からさかのぼって7日以内に新型インフルエンザウイルスか季節性インフルエンザウイルスかの確認検査(PCR検査等)が実施されていない場合、A型インフルエンザウイルス陽性患者のうち、1名から検体を採取し、地方衛生研究所で検査が実施できるよう調整を行い、新型 A/H1N1 インフルエンザウイルス感染の有無を確認すること。

イ. 社会福祉施設等の施設長等又は当該患者を診察した医療機関の医師、嘱託医と連携し、検体採取を行うこと。(社会福祉施設等の施設長等はその検体採取に協力すること。)

ウ. 施設内及び施設等の利用者及び職員等におけるインフルエンザ様症状を有する者の有無を確認するよう、社会福祉施設等の施設長等に指示し、結果を保健所に報告させること。(社会福祉施設等の施設長等はその指示に従うこと。)

迅速な対応

新型インフルエンザ確定(PCR検査等で陽性)

保健所は、PCR検査等にて新型インフルエンザと確定した場合、必要に応じ以下の対策を講じる。

エ. 積極的疫学調査及び公衆衛生対策を実施する。

オ. 社会福祉施設等の施設長等に対し、検査及び調査の結果を連絡する。

カ. 社会福祉施設等の施設長等から臨時休業の相談に応じる。

社会福祉施設等の施設長等

インフルエンザ様疾患発生報告

第1 目的

学校におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の休校数等を把握する。

第2 実施の概要

- 1 保健所は、管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。
- 2 保健所は、1で入手した情報を、1週間分（日曜日から土曜日まで）集計し、翌週月曜（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

（参照）

- ・昭和48年9月20日衛情第102号「インフルエンザの防疫対策について」
- ・平成21年5月22日健感発第0522003号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について」

第3 厚生労働省への報告

都道府県等は、第2により入手した情報を、速やかに報告することとする。
当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

従来、季節性インフルエンザの発生がおさまる夏期には本サーベイランスを中断しているが、本年においては夏期も継続する。

夏期休暇中も、学校の部活動単位等において、インフルエンザ様症状による2名以上の欠席者が発生した場合には、保健所はその情報を学校等から受けることとする。

その後、秋から冬、更には来年春にかけて、新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行が見込まれる時期を経て、その流行がおさまって小康状態となるまで継続する。

ウイルスサーベイランス

第1 目的

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直し等に役立つ。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型（A型、H1、H3、新型H1、B型）を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体における新型インフルエンザ（A/H1N1）の割合を評価する。

第2 実施の概要

- 1 都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、所管している地方衛生研究所と協議を行い、本サーベイランスにおいて検査を行う検体数の上限をあらかじめ定めておくこととする。
- 2 病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりのインフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限に達するまで、インフルエンザ定点医療機関として、保健所に報告する全てのインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者について、検体を採取する。
- 3 病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりの季節性インフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限を超えるようになった場合、インフルエンザ定点医療機関として保健所に報告するインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者の一部に限り、状況に応じて、検体を採取する。この際、年齢区分等に応じ、バランスのとれたサンプリングを行うよう留意しつつ、各地方衛生研究所であらかじめ取り決めた計画に基づき、実施することとする。
- 4 保健所は、2、3で採取された検体を入手し、地方衛生研究所に送付する。
- 5 地方衛生研究所は、病原体定点医療機関から送付されたすべての検体について、確認検査を行う。
ここでいう確認検査とは、ウイルスの分離・同定又はPCR検査をいうものとし、都道府県等と地方衛生研究所との間であらかじめ協議し、両者のバランスに配慮して実施する。特に、一定数は、ウイルスの分離・同定を行うことに努めることとし、PCR検査については、クラスターサーベイランスやインフルエンザ入院サーベイランス等における診断のためのPCR検査の実施状況をも勘案しつつ実施する。なお、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含めた標準抗血清及び標準抗原が配布されるまでの時期においては、ウイルスの分離・同定を行い、赤血球凝集抑制（HI）試験の結果が、A（+）、H1（-）、H3（-）、B（-）となった場合には、新型インフルエンザ（A/H1N1）ウイルスである可能性

が高いとみなし、「A not subtyped」とする。この場合、PCR検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）であることを確認する。

- 6 都道府県等は、地方衛生研究所と連携し、検査に係る情報を把握する。また、ウイルスの分離・同定とPCR検査の結果が重複して計上されないように注意する。

(参照)

- ・平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」

第3 厚生労働省に対する連絡

- 1 地方衛生研究所は、第2の5の検査結果が判明し次第、直ちに厚生労働省に対して、検査に係る情報を報告することとする。
当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。
- 2 都道府県等は、第2の6で入手した情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。
当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

- 1 インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。
- 2 都道府県等は、第3の2の報告を行う際は、1週間ごとにそれぞれの集計した結果を入力し、新たに判明した結果については過去に遡って入力する。また、新型インフルエンザ（A/H1N1）の診断目的の確認検査（入院患者等の診断を目的とした検査を含む。）と診断以外の目的の確認検査を区別する。
- 3 検体のサンプリングの実実施計画については、その考え方を国立感染症研究所においてとりまとめ、別途送付する予定である。
- 4 地方衛生研究所における抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性ウイルスの確認方法については、国立感染症研究所より、別途、実施要綱を送付する予定である。実施要綱に基づき、都道府県等においては実施体制の整備に努めることとする。

インフルエンザ入院サーベイランス

第1 目的

新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された入院患者の数及びその臨床情報を把握することにより、当該感染症による重症者の発生動向や病原性の変化等について推察、把握する材料とする。

第2 実施の概要

- 1 すべての入院医療機関において、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認した場合（ただし、インフルエンザ迅速診断キットB型陽性である場合等、新型インフルエンザ（A/H1N1）であることが除外される場合を除く。）、所管の保健所に対し連絡を行う。また、当該医療機関においては、極力、患者の検体を採取しておくこととする。
- 2 当該連絡を受けた保健所は、患者の検体を入手し、地方衛生研究所に対してPCR検査を行うよう依頼する。
- 3 PCR検査が陽性だった場合、保健所は、患者の入院する医療機関に連絡し、患者の臨床情報を入手するとともに、速やかに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。
- 4 また、保健所は、患者の入院する医療機関と連携し、患者の臨床情報を、週に一度、原則として報告日の前日に更新するものとし、更新した最新の情報を火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県等の本庁に報告する。

第3 厚生労働省に対する連絡

- 1 都道府県等は、第2の3で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。
当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。
- 2 都道府県等は、第2の4で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。
当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施することとするが、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大し、患者数が多くなった時期には、上記の運用方針（報告方法、報告様式等）について、適時に見直しを行う。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

第5 その他

- 1 第2の2で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。
- 2 本サーベイランスにおいて報告の対象となるインフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものとは、すなわち、一定程度以上の重症患者である。

インフルエンザサーベイランス

第1 目的

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握する。

第2 実施方法

- 1 インフルエンザ定点医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、インフルエンザと診断した患者について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告する。

（参照）

- ・平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」

- 2 新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者（疑似症患者を含む。）に係る情報については、法第12条の規定に基づく届出にかかわらず、法第14条の規定に基づく届出と同様の様式、方法にて、保健所に報告を行うものとする。

第3 厚生労働省に対する報告について

保健所は、第2により入手した情報を、毎週水曜までに、厚生労働省に報告することとする

当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。

別添6

新型インフルエンザに係るサーベイランス体制についてのQ & A

平成 21 年 7 月 24 日

1 全体

問1 新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの患者が増えてきた場合、実施するサーベイランスは切り替わりますか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大するまでの間は、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団における患者発生を可能な限り早期に探知するサーベイランスを実施するとともに、重症化及びウイルスの性状変化の監視、全体の発生動向の把握のためのサーベイランスを実施します。

新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した場合、クラスターサーベイランスは中止し、その他のサーベイランスについて、発生状況に応じた運用を行うこととしています。

問2 サーベイランスにより把握された患者が新型インフルエンザ（A/H1N1）と確定された場合、感染症法に基づく届出は行うのですか。

クラスターサーベイランスにより確定した新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者等に係る届出については、平成21年7月22日健感発0722第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）」をご参照下さい。

なお、ウイルスサーベイランス、インフルエンザ入院サーベイランス等において、新型インフルエンザと確定した場合、基本的には、感染症法第12条に基づく届出を行う必要はありません。

問3 今後、感染症サーベイランスシステム（NESID）疑い症例調査支援システムへの入力が必要ですか。

6月19日に改定した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」を踏まえ、今後、全ての患者（疑い患者を含む。）を把握するのではなく、新型インフルエンザの集団における患者発生を重点的に、可能な限り早期に探知することから、疑い症例調査支援システムへの入力は必ずしも必要ではありません。ただし、自治体が活用することについては、特に差し支えありません。

2 クラスタ（集団発生）サーベイランス

平成21年7月22日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q&A等）」における別紙2（Q&A）をご参照下さい。

3 ウイルスサーベイランス

問1 病原体定点医療機関を受診した患者の検体を検査するのはなぜですか。

病原体定点医療機関においては、流行しているインフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、ウイルスの病原性の変化の把握や治療方針の見直し等に役立てることになります。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体に占める新型インフルエンザの割合を評価することにより、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生動向を的確に把握することとなります。

問2 病原体定点医療機関を受診した全ての患者について、新型インフルエンザの検査を行うのですか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の検査を行う対象は、病原体定点医療機関を受診し、保健所に報告する全てのインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者です。インフルエンザの患者の発生状況に応じた、検体の採取に係る考え方については、別添3をご参照下さい。

検体の検査については、インフルエンザ迅速診断キットB型が陽性となる等、新型インフルエンザが除外される場合、医師は検体の採取は行いますが、都道府県等は新型インフルエンザの検査を行う必要はありません。

また、集団発生が増える等、新型インフルエンザ（A/H1N1）の診断のための検査の数が多い場合、迅速に新型インフルエンザの集団発生等を把握する観点から、自治体の状況に応じて、診断のための検査を優先して差し支えありません。

問3 ウイルスサーベイランスにおいて検体を採取した場合、すぐに新型インフルエンザ（A/H1N1）の検査を行う必要がありますか。

病原体定点医療機関においては、個人の診断ではなく、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生動向を把握する観点から、検体を採取した後、すぐに検査を行う必要はありませんが、地方衛生研究所においてあらかじめ定めたウイルス分離のスケジュールに従って、少なくとも1週間に1回程度は行うことが望まれます。

問4 インフルエンザの患者が少ない時は、検体を採取しなくてもよいですか。

今後、新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染拡大を早期に探知することが重要であることから、インフルエンザの患者が少ない時期にあっても、インフルエンザと診断された者については、インフルエンザとあわせた新型インフルエンザ検査のための検体の採取をお願いします。

問5 新型インフルエンザの検査を行うために検体を採取することについて、患者の同意が得られない場合、検体を採取しなくてもよいですか。

インフルエンザの発生動向を的確に把握するために、検体を採取し、検査を行うことは重要であることを患者に説明し、同意を得た上で、インフルエンザの検体を採取し、検査を行うことが重要です。

4. インフルエンザ入院サーベイランス

問1 入院したインフルエンザ様症状を呈する患者の検査をするのはなぜですか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者のうち、重症になる者を把握することにより、重症化及びウイルスの性状変化を早期に把握する観点から、インフルエンザ様症状を呈する入院患者を把握した場合、確認検査により、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者であるかどうかの判別を行い、臨床情報を把握します。

問2 インフルエンザの患者について、入院紹介元もしくは入院紹介先の医療機関のうち、どちらが保健所に報告するのですか。

入院したインフルエンザの患者が新型インフルエンザであった場合、臨床経過を把握する必要があること等から、入院した先の医療機関が、当該患者について保健所へ報告するようお願いします。

問3 新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後も、全ての入院患者について検査を行いますか。

当該時期における方針については、適時、見直すこととします。

問4 インフルエンザ定点医療機関においては、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者について、インフルエンザの届出と同様の様式、方法で、報告する旨の記載があるが、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者数等は、インフルエンザの患者数を合計して、報告してよいか。

問題ありません。

平成 21 年 8 月 9 日
岩手県新型コロナウイルス対策本部

新型コロナウイルスに係る外来医療体制の移行日等について

岩手県では、新型コロナウイルスの外来医療体制について、平成 21 年 8 月 17 日(月)から、「発熱外来方式」を休止し、「原則として全ての一般医療機関(※1)で診療を行う方式」に移行することとしましたので、お知らせします。

インフルエンザ様症状(※2)のある方は、あらかじめ、かかりつけ医等の医療機関に電話・FAX で受診が可能かなどをご相談のうえ、その指示に従って受診していただくことになります。

また、これに伴い、これまで発熱等の症状がある場合の相談窓口として設置しておりました「発熱相談センター」は同日から休止し、これに代えて、「新型コロナウイルス相談窓口」で新型コロナウイルス全般に対するお問合せに対応します。

県では、円滑な移行に向けて、県民の皆様への周知を図っていくこととしておりますが、各報道機関におかれましても、ご協力くださいますようお願いいたします。

【新型コロナウイルス相談窓口】〔平成 21 年 8 月 17 日(月)から〕

■相談時間：平日の 8:30~17:30 (外国人対応は、9:00~17:00)

■相談内容：新型コロナウイルス全般について

相談窓口	電話番号等	相談窓口	電話番号等
岩手県県央保健所	019-629-6573	岩手県久慈保健所	0194-53-4987
岩手県花巻保健所	0198-22-2331	岩手県二戸保健所	0195-23-9206
岩手県北上保健所	0197-65-2735	盛岡市保健所	019-603-8308
岩手県奥州保健所	0197-22-2861	県庁保健衛生課	<電話>
岩手県一関保健所	0191-26-1415		019-629-5466
岩手県大船渡保健所	0192-27-9913		019-629-5472 (外国人対応)
岩手県釜石保健所	0193-25-2702		<FAX>
岩手県宮古保健所	0193-64-2218		019-629-5474

※ 電話番号等は、これまでの「発熱相談センター」の番号から変更ありません。

【県民の皆様への周知】

- 8/10(月)~8/16(日)にテレビCMや新聞広告を実施
- 県民向け及び医療機関向けのリーフレットを、医療機関や保健所、市町村等に配付(このリーフレットは、岩手県と岩手県医師会の協働により作成中であり、明日、報道機関の皆様へ資料提供する予定です。)

【参考】

※1 例外として、インフルエンザの重症化リスクのある基礎疾患を有する患者の受診割合が高い医療機関(透析専門病院、がん専門病院、産科病院など)や、日常診療においてインフルエンザ患者の診療機会が稀である診療科の医療機関(皮膚科、眼科、整形外科、精神科など)では、インフルエンザの外来診療を行わない場合があります。

※2 急な発熱(38℃以上)と、咳や咽頭痛、鼻汁、全身倦怠感、頭痛、関節痛、筋肉痛等です。

連絡先：保健福祉部保健衛生課(佐々木、五日市) TEL:019-629-5465



用語解説

○ インフルエンザ（厚生労働省：行動計画より）

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○ 新型インフルエンザ（厚生労働省：Q&Aより）

新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められているものをいう。

○ 新型インフルエンザのハイリスク群（厚生労働省：Q&Aより）

新型インフルエンザでは「慢性肺疾患（喘息、慢性閉塞性肺疾患＝COPDなど）、免疫不全状態（自己免疫疾患など）、慢性心疾患、糖尿病、肥満、妊娠、重症筋無力症など」の方は重症化しやすいと報告されている。

<インフルエンザのハイリスクとなる持病>

- ・ 慢性呼吸器疾患
- ・ 慢性心疾患
- ・ 糖尿病などの代謝性疾患
- ・ 腎機能障害
- ・ ステロイド内服などによる免疫機能不全

<インフルエンザが重症化することがあると報告されている方々>

- ・ 妊婦
- ・ 乳幼児
- ・ 高齢者

○ インフルエンザ脳症（厚生労働省：Q&A）

インフルエンザ発病後急に病状が悪くなる病気で、主に5才以下の乳幼児がかかる。その

初期にはインフルエンザの症状に加えて、(1) 呼びかけに答えないなどの意識障害、(2) 意味不明の言動、(3) 持続性のけいれんなどの症状が現れる。

また、強い解熱剤によってインフルエンザ脳症がより重症化することがある。

○ 濃厚接触者

ア 同居者

患者と同居する者。

イ 医療関係者

患者の診察、処置、搬送等に個人防護具（マスク等）の装着なしに直接携わった医療関係者や搬送担当者。

ウ 汚染物質への接触者

患者由来の体液、排泄物などに、個人防護具の装着なしに接触した者。具体的には個人防護具なしで患者由来検体を取扱った検査従事者、患者の使用した化粧室、洗面所、寝具等の清掃を行った者等。

エ 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な距離で、患者と対面で会話や挨拶等の接触があった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食等での近距離接触者等が該当する。

○ 鳥インフルエンザ（厚生労働省：行動計画）

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

○ 家きん（厚生労働省：行動計画）

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ パンデミック (pandemic) (厚生労働省：行動計画)

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ サーベイランス (厚生労働省：行動計画)

見張り、監視制度という意味。

特に、人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析が行われる。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応) (厚労省：行動計画)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○ 抗インフルエンザウイルス薬 (厚生労働省：行動計画)

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニターゼ阻害薬 (ザナミビル (商品名：リレンザ)、オセルタミビル (商品名：タミフル)) は抗インフルエンザウイルス薬のひとつであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

ノイラミニターゼ阻害薬はA型にもB型にも有効で、耐性も比較的できにくく、副作用もほとんどないとされており、発病後2日以内に服用すれば症状を軽くし、罹病期間の短縮も期待できる。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ 咳エチケット（文部科学省行動計画）

風邪などで咳やくしゃみが出る時に他人に感染させないためのエチケットである。

感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することで周囲の人に感染させないように、咳エチケットを行う。

（方法）

- ・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。
- ・ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。
- ・ 咳をしている人にはマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

○ 発熱外来（厚生労働省：行動計画）

新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。第三段階のまん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージ（※）により入院治療の必要性を判断することを目的とする。

※ トリアージ： 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること

○ 発熱相談センター（厚生労働省：行動計画）

都道府県及び市区町村が保健所等に設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾

患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

【参考引用元】

- ・ 厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」
- ・ 厚生労働省「新型インフルエンザ対策ガイドライン」
- ・ 厚生労働省ホームページ「新型インフルエンザに関するQ&A（8月31日版）」
- ・ 文部科学省「新型インフルエンザ行動計画」
- ・ 岩手県感染症情報センターホームページ（感染症動向調査についてのみ）
- ・ 日本臨床検査薬協会ホームページ（インフルエンザ抗原検出キットについてのみ）